

# 千葉・法文化論の軌跡

——千葉正士追悼プロジェクトを手がかりにして——

角 田 猛 之

## 目 次

はじめに——法文化への関心の高まりと千葉・法文化論

1. 千葉・法文化論をめぐる学界での再検討の試み——追悼セミナーとアジア法学会特別シンポジウム
    - 1-1: アジア法学会・ミニシンポジウム「千葉理論の到達点と課題」
    - 1-2: 法文化研究会主催の「千葉追悼セミナー」
    - 1-3: ロンドン大学・SOAS でのヴェルナー・メンスキー主催「グローバルなコンテクストにおける法文化の一般理論構築にむけて——千葉追悼セミナー」
  2. 最晩年期における千葉自身による千葉・法文化論の「語りなおし」——遺著『法文化への夢』を手がかりにして
    - 2-1: 追悼3部作刊行企画の経緯
    - 2-2: さまざまな視点からの遺著『法文化への夢』の検討
      - 2-2-1 『法文化への夢』の千葉自身による位置づけと本書の学術的意義
      - 2-2-2 『法文化への夢』における「法文化への夢」のなかみ
        - 2-2-2-1 「法文化への夢」のふたつの意味
        - 2-2-2-2 「法文化への夢」のふたつの範疇のなかみ
  3. 千葉・法文化論の全体像——『千葉正士全集』を手がかりにして
    - 3-1: 千葉の研究人生における4段階
    - 3-2: 千葉の研究人生における4段階と『千葉正士全集』の構成
    - 3-3: 『千葉正士全集』刊行の意義
    - 3-4: 『千葉正士全集』第1集の巻構成と第1集所収のいくつかの特筆すべき文献
      - 3-4-1 第1集の巻構成
      - 3-4-2 『千葉正士全集』第1集のいくつかの特筆すべき論稿
        - 3-4-2-1 『法思想史要説』と『要説・世界の法思想』——学問に対する千葉の真摯な取り組みの一端
        - 3-4-2-2 千葉の研究と教育の一体化の一側面
- むすびにかえて——今後のひとつの課題

## はじめに——法文化への関心の高まりと千葉・法文化論

近年、とくに1980年代後半以降、国際学界でのあらたな研究動向をもうけて、わが国の法学界においても法意識や法観念、法伝統——総じて「法文化」への関心が高まりつつある。それはとくに、法哲学・法思想史や法社会学、また法の歴史学たる法史学、さらには実定法学とも密接に結びついている比較法学などの、いわゆる基礎法学諸部門において著しい。これはグローバルな多文化状況——や、1980年代末の米ソの冷戦構造終結以後のあらたな対立たるいわゆる「文明の衝突」？（サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』（集英社、1998年））——のなかでの、民族や宗教といったナショナリズムに比較的容易に結びつきやすい、いわば〈大きな問題〉への関心の高まりがひとつの要因をなしていることは明らかだろう。また「ヨーロッパ統合」（European Union）という形での、ヨーロッパにおける大規模な〈文化の統合と分裂〉、すなわち統一的なヨーロッパ文化と EU 各構成国、各地域の独自文化の主張という、相反するふたつの動きの同時進行ということも重要な要因である。

しかし、グローバルな規模での法文化への関心の高まりは、そのような〈大きな問題〉のみがかかわっているわけではない。われわれの日常生活にかかわる価値や理念、伝統などと複雑にからみあうたとえばつぎのようなさまざまな問題が、社会や人びとの価値観の変化、科学技術のあらたな展開、等々にともなうつぎつぎと生起し、人類に対して解決を迫っていることにも大きく起因しているといえるだろう。その問題とは、たとえば、(i) 生と性そして死をめぐる先端医療の問題、その最先端のひとつが「クローン人間」の是非であろうし、また脳死や尊厳死、安楽死などの死をめぐる問題はその典型例である、(ii) 同性婚を含むあたらしい家族あるいはパートナーシップのあり方や性をめぐるさまざまな問題、(iii) 根強く残存するさまざまな差別にかかわる問題、たとえば民族差別や宗教を理由とする差別、とくに、2001年9月11日の「アメリカ同時多発テロ事件」以降、そしてイギリス、フランス、ベルギーなどのヨーロッパの国々にでの大規模なテロ事件を契機に、ますます激化しているム

スリムに対する差別，(iv) 死刑の是非や性或薬物をめぐる犯罪などを典型とする〈罪と罰〉の問題，すなわち，いかなる行為を罪とし，どの程度に罰するのか，またその究極問題として，刑罰の名のもとに個人の尊厳の根幹たる人の命をも奪うことを正当化しうるのか，……等々。また，この最後の〈罪と罰〉に関する問題をめぐっては，わが国の近年の動向として，2009年5月の裁判員裁判——それは死刑，無期懲役を典型とする，原則としてすべての重罪事件の量刑判断をも裁判官とともに一般市民が担っている——のスタート以降，つまり〈裁判員時代の刑事裁判〉とのかかわりで，この〈罪と罰〉の問題は，われわれ日本国民ひとり一人が真剣に考えなければならない重要な問題となってきたといえるだろう。

以上のような法文化をめぐる国内外の学界動向のなかで，基礎法学にかかわる国際法学界，とくに，国際法人類学会 (IUAES [International Union of Anthropological and Ethnological Sciences] Commission on Folk Law and Legal Pluralism) や国際法社会学会 (国際社会学会法社会学研究委員会: The Research Committee on the Sociology of Law: RCSL [of The International Sociological Association: ISA]) および国際法哲学会 (社会哲学・法哲学国際学会連合: International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy) などにおいて，法文化研究のパイオニアのひとりであり，非西洋世界を代表する法学者のひとりとしても極めて高い評価を得ているのが千葉正士 (1919-2009) である。

国際学界における千葉・法文化論——400点を超す著書や論考，学術的エッセイからなる千葉の業績の総体を，本稿では「千葉・法文化論」と呼んでおく——の高い評価を示す典型的事例は，その最良の理解者のひとりでかつ批判的継承者でもある，ロンドン大学東洋アフリカ学院 (School of Oriental and African Studies: SOAS) 南アジア法担当教授 (2015年から名誉教授) のヴェルナー・メンスキー (Werner Menski) である。千葉追悼論集——角田猛之・ヴェルナー・メンスキー・森正美・石田慎一郎編著『法文化論の展開——法主体のダイナミクス』(信山社，2015年) ——の編者のひとりとして執筆した

「はしがき」において、彼はつぎのように千葉・法文化論を高く評価している。「千葉先生の研究の有効性とその影響をめぐる諸論稿を収めた本書〔すなわち『法文化論の展開』〕が、長年にわたる研究の末について刊行されることは、大いに祝福されるべきことである。千葉先生が数十年前にとりくまれた基礎的研究が、そして国家を中心とする存在としての法に社会学的・心理学的視点を加えられたことが、いま収穫をもたらしている。世界中の多くの研究者と実務家にとって、紛争解決に取り組みつづけることは容易なことではないことには変わりない。しかしながら、それが建設的かつ有効な妥協点を見いだす絶好の機会を提供しうることを理解するうえで、千葉先生の仕事は有用なのである。……公式のものであれ非公式のものであれ、あるいはまた制度的なものであれ、……法的紛争の諸形式は様々なレベルで観察しうるものである。そこでは法学は、心理学・社会学・人類学あるいはその他の関連諸学と類似した、あるいは重複したものとなる。千葉先生が与えた最も大きな影響は学際的な法研究の可能性を強調することである。〔改行〕現在、法の多元性を空に舞う風の姿に重ねる新しい研究 (Menski 2013 [“Law as a Kite: Managing Legal Pluralism in the Context of Islamic Finance”, in Valentino Cattelan, ed., *Islamic Finance in Europe: Towards a Plural Financial System*, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar, pp. 15-31]), あるいは [ロジャー・コタレルがいうところの]『相対的権威』についての新しい研究 (Menski 2015 [“Relative Authority in a New Age of Chaos”, in Roger Cotterrell and Maksymilian Del Mar, eds., *Authority in Transitional Legal Theory: Theorising Across Disciplines. Dedicated to the Memory of Professor Patrick Glenn*, Cheltenham: Edward Elgar [forthcoming]]) は、千葉先生の導きにつねに立戻りつつ、多様な法文化に裁判官と専門家を巻き込む新しい研究 (たとえば Donald & Urscheler 2014) を生み出しつつある。〔千葉が提唱し、一貫してそれに従事してきた〕法文化の様々な主体間のダイナミックな交渉についての研究は、その可能性が無限である。〕(傍点・角田)

そこで本稿では、つぎの3章に分節して、2009年12月に千葉が他界し、翌年から有志を中心に企画、実施してきたさまざまな「千葉追悼プロジェクト」を手がかりとして、千葉・法文化論の軌跡をたどり、ひいてはその全体像をおぼろげながらも浮かびあがらせたい。すなわち、「1. 千葉・法文化論をめぐる学界での再検討の試み——追悼セミナーとアジア法学会特別シンポジウム」；「2. 最晩年期における千葉自身による千葉・法文化論の「語りなおし」——遺著『法文化への夢』をてがかりにして」；「3. 千葉・法文化論の全体像——『千葉正士全集』を手がかりにして」

## 1. 千葉・法文化論をめぐる学界での再検討の試み

### ——追悼セミナーとアジア法学会特別シンポジウム

千葉が他界した2009年12月の翌年から、直接、間接に千葉・法文化論から多くを学んできた研究者を中心に企画、検討をはじめた「千葉追悼プロジェクト」は、主としてつぎのふたつの範疇に分類される<sup>1)</sup>。第1は、日本とイギリスでのいくつかの追悼セミナーや学会での「千葉追悼」を冠した特別のシンポジウムの開催。第2は、千葉に関する一連の出版、すなわち、千葉自身の遺著と千葉追悼を掲げた論文集、そして千葉の全業績を網羅する『千葉正士全集』の刊行である。ただし、第1の柱に関しては、拙稿「法文化のフロンティア・千葉正士——千葉正士先生追悼プロジェクト(2)」『関西大学法学論集』第64巻6号(2015年3月)、同「(3)完」同誌第65巻1号(2015年5月)において、当日のプログラムや内容、その他、細部にわたって紹介した。したがって本稿では、そこでは言及しなかった事項、とくに千葉・法文化論全体とのかかわりでのそれらの企画の意義を中心に、再度紹介、検討する。

1-1: アジア法学会・ミニシンポジウム「千葉理論の到達点と課題」: 追悼企画の嚆矢を飾るのが、2011年度「アジア法学会研究大会」(於・富山大学)において、当日午前的一般報告に続いて行なわれた学会ミニシンポジウムたる「千葉理論の到達点と課題」である(2011年6月18日、午後1時半から午後5

時45分)。このミニシンポジウムは、アジア法学会の孝忠延夫代表理事（(学会理事長) 当時：現在、関西大学名誉教授。当日は司会をも務められた）と角田とで企画し、学会理事会の承認を得て開催されたものである。シンポジウムにおいては、千葉理論から多大の教えを受けてきた私を含む3名の報告者、すなわち飯田順三（創価大学法学部；タイ法、法社会学）、石田慎一郎（首都大学東京；法人類学、アフリカ、とくにケニアの「法と紛争」）がそれぞれの研究関心にもとづいて千葉理論の紹介と再検討を行った。当日は、まずは、企画責任者として角田が「企画趣旨」を説明し、そのあと飯田報告「千葉・法文化論とアジア」、石田報告「千葉・法文化論とアイデンティティ法原理」そして角田報告「千葉・法文化論と「総合比較法学」」が続き、その後約1時間半にわたってフロアーからの質問、コメント等にもとづくディスカッションが行われた。

アジア法学会が春の研究大会（「秋季研究総会」は2日間にわたるが、春の研究大会は1日のみである）の半日を「千葉追悼シンポジウム」として、「千葉理論の到達点と課題」の検討を行ったのは——私も同学会の会員ではあるが、理事会等の決定プロセスにコミットしていないのであくまでも推量にすぎないが——すくなくとも主としてつぎのふたつの理由があると考えられる。ひとつは、もちろん、千葉が非西洋法とりわけ「アジア法」を主たる対象として、多元的法体制を中核とする千葉・法文化論を半世紀以上にわたって展開したからである。その集大成が、1980年代末から1990年代にかけて発表された、序章・終章含めて13本の論文を一書にまとめた『アジア法の多元的構造』（成文堂、1998年）である。また、それに先立つ各論的な研究成果としては——「日本万国博覧会協会」と、4度にわたり「文部省科学研究費」（「準備研究」、「海外学術調査」、「研究成果公開促進費」）の交付を受け、1980年から10年近くにわたって、現地調査をし、共同研究会を開催したうえで、それらの研究成果として400頁を超える大部の研究書として一書にまとめて1988年に刊行されたのが——千葉正士編著『スリランカの多元的法体制—西欧法の移植と固有法の対応』（成文堂）がある。そして、学界の常として、さまざまな視点からの批判、とくに千葉・法文化論に関しては、その方法論上のかなめをなす「法の操作的

定義」における「アイデンティティ法原理」に関して厳しい批判はあるものの<sup>2)</sup>——現に、シンポジウム当日のディスカッションにおいても多くの批判がなされた——、千葉・法文化論の再検討に関する特別企画として「千葉理論の到達点と課題」に関するシンポジウムが開かれたのは、まさに、千葉・法文化論がわが国のアジア法研究に大きな、かつ文字通りユニークな学問的足跡を残しているがゆえにであることはまちがいない。

そしてもうひとつは、上記の理由とも軌を一にしているが、2003年11月にアジア法学会が設立された際の設立総会において、当時84歳の千葉正士が設立祝賀のメッセージ「アジア法学会の創立を祝す」を送っていることが、千葉追悼を冠した学会シンポジウムの開催を後押ししたのではないかと思われる<sup>3)</sup>。千葉はメッセージの冒頭で創設に対する祝意をつぎのように表明している。「先ず、アジア法学会の創立に衷心の祝意を捧げます。同時に、新学会の会員の皆さんがそれぞれの業績を挙げるとともに、日本法学の組織的活動として世界に先導的な役割を果たすように期待してやみません。」またこのことばに続けて、アジア法学会創設に関するエピソード的な内容にも言及している。千葉は言う。「私は今回の創立に直接のお手伝いできませんでしたが、実は二〇年ほど前にアジア法学会を創ろうではないかと安田さんにはなしたことがあります。しかし四囲の事情を検討した結果、もう少し時期を待つことにしました。安田さんは以後ご自分の研究を進めつつ同志の研究者を集めることに努力なさり、その方々とまずアジア法研究会を組織しそしてその同志の勢いでこれを学会に発展させました。私は、本会によって宿願を達せられた安田さんにも祝意と感謝を申し添えたいと存じます。」<sup>4)</sup> この言において千葉が「安田さん」と呼んでいるのは、初代のアジア法学会代表理事（元・関西大学教授、名古屋大学名誉教授）——「二代目」は上で言及した孝忠延夫である——で、上の注（3）で言及した「二 アジア法学会への期待<sup>(11)</sup>」に付された注（11）では、千葉はつぎのように安田に対する謝意を表明している。「原題は『アジア法学会の創立を祝す』。二〇〇三年一月にアジア法学会創設総会に寄せた特別メッセージである。その設立に努力し〔設立総会冒頭で〕私に発言の機会を与えてくれた



会員諸君とくに安田教授の労を多とする。」

以上のような、アジア法学会創設をめぐる前後の経緯——千葉・安田の間<sup>5)</sup>においては20年も前にさかのぼる！——をかいま見るならば、「千葉追悼」を冠した特別なシンポジウムをアジア法学会主催で実施した理由の一端が推測されるであろう。

1-2: 法文化研究会主催の「千葉追悼セミナー」: そして、上のアジア法学会・ミニシンポジウムに続く追悼企画の第2弾は、ヴェルナー・メンスキーとコーネル大学・人類学教授のアナリス・ライルズ (Annelies Riles) の参加を得て、法文化研究会<sup>6)</sup> 主催 (首都大学東京社会人類学研究室・共催, 関西大学「マイノリティ研究センター」協力) で、2011年6月25日に首都大学東京において開催した「千葉追悼セミナー」である (セミナーは通訳なしですべて英語で行われた)。このセミナーの開催の趣旨は、「2009年12月に他界された千葉正士教授の法人類学・法文化学の多大な業績を回顧し、将来の総合比較法学の構築にむけた研究課題をあらためて考える研究集会を開催」するというものであった (同セミナーの「日本語プログラム」冒頭)。

当日は、角田猛之 (当時の法文化研究会の代表) の「開会の挨拶」について、(i) 千葉の「法の操作的定義」に依拠したメンスキー独自の「法のトライアングル」(triangle model) モデルと、千葉理論、とりわけ「法の操作的定義」——メンスキーは自らの法モデルを「グローバルな法の操作的定義」(‘global working definition of law’) と称している——との関連について詳細に検討した、メンスキー報告“From the Amoeba to the Octopus-or is it More of a Kite?”<sup>7)</sup> とそれに対する石田慎一郎、河村有教 (海上保安大学校, 中国法, 法社会学) のコメント、ついで、当日午後には、(ii) 報告冒頭で謝辞 (「1. 謝辞 研究者としての業績とその生きざまに対して、深く尊敬している学者に対して敬意を表する機会を与えていただいて大変光栄に存じます。」) をのべたうえで、「2. 千葉教授とのはじめての出会い」以下、千葉・法文化論から学んだことがらや、千葉との学問的交流について概観した、ライルズ講演 “Chiba

as Challenge”と、それに対する馬場淳（現・和光大学，人類学），高野さやか（現・中央大学，人類学）のコメント，そして，(iii) これらの午前，午後のセッションでの内容を踏まえた，フロアーからの質問やコメントにかかわる約1時間半の総合討論を行った。

このセミナーは，千葉が東北大学大学院終了直後に専任ポストを得て研究者として自立し，その後30数年間教育と研究に打ち込んだ「東京都立大学」（現・首都大学東京）——同大学退職後，1983年に東海大学法学部創設（1986年）メンバーとして赴任し，1993年まで法社会学を担当した——で開催された。しかも，人類学，アジア法，その他の分野においても世界的な権威で，かつ，本稿の「はじめに」でも言及したように，国際学界における千葉・法文化論のそれぞれ最良の理解者たるメンスキーとライルズによる，千葉・法文化論をめぐる講演をもとに進められたことに，追悼セミナーとしての大きな意義がある。それはとくに，上で参照したメンスキーの千葉・法文化論の評価においても言及されているように——「千葉先生が与えた最も大きな影響は，学際的な法研究の可能性を強調すること」——「学際的な法研究」とともに，本稿の2.で検討するように，「法文化への夢」のひとつとして国際的な共同研究に千葉が生涯をかけて打ち込んできたこととの関係においても大きな意義をもつといえるだろう。また，生前から千葉と学問的な直接，間接両面にわたる交流を持ち，自らも東京都立大学社会科学研究所・社会人類学専攻の博士課程を修了した，したがってその意味でも，同じくわが国では最良の千葉・法文化論の理解者のひとりたる，首都大学東京の社会人類学担当の法人類学者・石田慎一郎がこのセミナーの開催主催者として尽力したことも，千葉追悼セミナーとして大きな意義がある。

そこで，「千葉追悼セミナー」の意義の一端を，「東京都立大学」で開かれたこととの関連で——具体的には〈東京都立大学と千葉正士〉という文脈において，若干踏み込んで検討しておきたい。

千葉は，1949年に東北大学大学院（法哲学専攻，指導教授は廣濱嘉雄（1891-1960））——1943年に大学院に入学した時の研究テーマは「大東亜共栄

圏の慣習法」であった——終了後、奇しくも同年に設立された「東京都立大学」(Tokyo Metropolitan University)に、創設当初からのメンバーとして、法哲学と「法学」担当の専任講師として赴任した(当時は「人文学部」で、千葉は30歳であった)。ところが、その後、2003年以降に、当時の東京都知事・石原慎太郎の強力な意向を受けて、というよりは、彼が常に依拠する行動様式、思考様式たる独善的で強引なやり方によって、東京都立大学は千葉の退職(1983年)後の2005年4月1日に——東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学との再編・統合により——「首都大学東京」(Metropolitan University of Tokyo)が開学したのに伴い、その完成年度たる2011年3月31日に大学としての生涯を閉じたのである。

ここで「大学としての生涯を閉じた」という、擬人法的な表現をあえて用いたのは、千葉自身が2008年に「大学の存在意義を一大学の死に看る——夢の旅路の拾い物・補遺——」(傍点・角田)——2008年は千葉が他界する前年で、これは新たに書き下ろして活字として千葉自身が刊行した最後の論稿である——を刊行しているからに他ならない。千葉は、以下の本稿2.でも言及するように、研究人生の最晩年期たる2003年以降、研究に関するさまざまなアドヴァイスを先学として後進、とくに若手の研究者に残したいという強い意向をもって『東海法学』に、千葉の長年にわたる研究者としての経験を踏まえた学術的エッセイというべき「夢の旅路の拾い物」——たとえばその第1号は、「法学と法学部の行方——夢の旅路の拾い物 1——」(『東海法学』第30号(2003年))、そして最終巻を想定して千葉が執筆した第8号は、「人間と文化を学ぶ——夢の旅路の拾い物 8——」(『東海法学』第38号(2007年))である。つまり千葉の執筆計画では、2007年に『東海法学』第38号に投稿した上記「夢の旅路の拾い物 8」で「打ち止め」とする予定であった。それにもかかわらず、あえて、いったん打ち止めとした「夢の旅路」シリーズに「補遺」としてさらに1号を追加し、石原の大学改革政策を厳しく批判するとともに、東京都立大学の死を悼み、かつ、その死を手がかりにして大学の存在意義そのものを問うているのである。

この「補遺」からは、他界する前年にいたっても（89歳！）学者としての千葉が抱いていた、学問とその組織的にない手たる大学の存在意義に対する強い思い入れとともに——研究者として成長し、成熟し、完成していくプロセスとして、研究人生のなかで最も重要な30数年にわたって大学教員、研究者として教育、研究に打ち込んだ——東京都立大学に対する千葉の熱い心情を読み取ることができるだろう。千葉は、「夢の旅路の拾い物・補遺」の「2 都立大学の死」においてつぎのようにのべている。「都立大学は、戦後新設のしかも規模の比較的小さい大学であるために多くの苦難と闘わなければならなかったが、誕生後半世紀の間にも、教職員営々の努力によって苦難を徐々に克服し、大学としての存在意義をすでに発揮しつつあった。そのことを創設時以来在職したいわば原始教員の研究者たち〔そのなかに千葉自身も含まれる〕は確信できていたし、外部の研究者も社会も認めはじめていた。ゆえに、その都立大を廃止することは大学の本質を表す存在意義を放棄することを意味する。知事の新構想はその重大な事実を顧慮することがない。ゆえにこの事件は直接には一大学の死の問題であるとしても、事の意味は大学の存在意義を無視するものである点において大学の本質ないし使命を問い直すものである。本件を論ずるとすればこの点にも留意し記録に残す必要がある。私は大学研究者 OB としてその思いに駆られる。」<sup>8)</sup>

千葉も創設メンバーとして参加していた法文化研究会主催で、千葉にとってきわめて濃厚な意味を有する「東京都立大学」において追悼セミナーが開催されたことに、千葉自身にとっても、また千葉・法文化論を生み出す拠点であったという意味においても、非常に大きな意味が存在するのである。

1-3: ロンドン大学・SOAS でのヴェルナー・メンスキー主催「グローバルなコンテキストにおける法文化の一般理論構築にむけて——千葉追悼セミナー」：そして、嚆矢を飾るアジア法学会シンポジウムに対して、千葉追悼セミナーとしての掉尾を飾るセミナーが、SOAS においてかつ SOAS の後援を得て、メンスキーの主催で開催された「グローバルなコンテキストにおける

法文化の一般理論構築にむけて——千葉追悼セミナー」(“Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context: Chiba Memorial Symposium” (SOAS, School of Law, 26th March 2012)) である。当日は、午前9時半から途中約2時間の休憩をはさんで10本の報告・討論と、最後に30分の総括討論が行われた。報告順にて、報告者・所属とタイトルを以下に掲げておく。

[Morning Session: Key Issues in General Legal Theory]: Takeshi Tsunoda (Kansai University, Osaka), “*Chiba’s new concept of ‘Comprehensive Comparative Law’ and plurality-conscious globalised legal education—based on some Japanese papers in his later years*”; Prakash Shah (Queen Mary, London), “*The Elusive Place of Religion in Legal Pluralism*”; Mariano Croce (La Sapienza, Rome and SOAS), “*Comparative Analysis of Chiba’s Theories and Italian Scholarship*”; Masami Mori (Kyoto Bunkyo University, Kyoto), “*Legal Pluralism and Social Changes in Japan*”

[Afternoon Session: Specific Glocal Applications]: Werner Menski (SOAS, London), “*Chiba’s Theories and Hindu Law and Indian Laws*”; Arinori Kawamura (Japan Coastal Guard College, Hiroshima), “*Chiba’s Identity Postulates and Legal Pluralism in Chinese Law*”; Taymour Harding and Faris Nasrallah (SOAS, London), “*Chiba’s Theories in Relation to Muslim Law and Islamic Laws*”; Sham Qayyum (SOAS, London), “*Chiba’s Theories and Ethnic Minority Legal Studies*”; Shin-ichiro Ishida (Metropolitan University, Tokyo), “*Legal Pluralism in Kenya: A Three-dichotomy Analysis*”; Clever Mapaire (UNAM, Windhoek), “*Legal Pluralism in Southern Africa*”

[Concluding Discussions]

日本からの4名の報告者以外はすべて「メンスキー・シュレー」の若手、中堅の研究者で、彼らは千葉・法文化論とくに千葉が展開した多元的法体制論を深く学び、かつそれを自らの方法論、理論枠組み、道具概念、等々として批判的に継承し、理論展開の柱としている。そして彼らの大半が、次章の2. で言

及する、千葉追悼論集たる『法文化論の展開 法主体のダイナミクス』（信山社、2015年）に、主として上記セミナーでの報告内容をも踏まえて英文論文を投稿している。すなわち、ヴェルナー・メンスキー「8. グローバルな規模で最も妥当性を有する刺激物としての多元的法体制——*MM v. POP*——」、プラカシュ・シャー「9. 宗教が生み出す差異——西洋から日本・インドへの法概念の移植」、クレヴァー・マパウレ「11. アフリカの千葉正士——アフリカの文脈における千葉法学の重要性」、テイモア・L・ハーディン／ファーリス・ナスララ「12. ムスリムが多数を占める国家におけるイスラーム法——千葉正士の法の三ダイコトミ論を踏まえた検討」である。このようなセミナーが、多元性極まりない超・国際都市ロンドンの<sup>9)</sup>、かつ、地理的には勿論、非西洋の社会、文化、芸術、言語、法……の研究の中心に位置する SOAS において行われたことに第1の意義がある。

そしてさらに、そのセミナーが、多元的法体制研究——と、その研究成果にもとづく多元的法体制に関する教育についても——国際的な第一人者であるヴェルナー・メンスキーの主催により、かつ「メンスキー・シュレー」に属し、さまざまな国で多元的法体制研究に従事する研究者の報告を中心にして開催されたことに、もうひとつの意義がある。メンスキーは、長年にわたる SOAS での研究教育のひとつの集大成として *Comparative Law in a Global Context, The Legal Systems of Asia and Africa*, (Second Edition, Cambridge, 2006) ——本書の扉のページにおいて“Dedicated to Emeritus Professor Masaji Chiba for his eighty-sixth birthday”という献呈の辞を掲げている——をテキストとして、SOAS の必修コースたる「アジア・アフリカの法体系」（‘Legal Systems of Asia and Africa’: ‘Systems’と複数になっていることに注意）の講義を長年にわたって担当している<sup>10)</sup>。そしてその総論の「1 グローバルな視点にたつ比較法学と法理論」（‘1 Comparative law and legal theory from a global perspective’）の「1.1 各文化に固有の法と差異の尊重」（‘1.1 The culture-specific nature of law and respect for difference’）において、メンスキーは千葉に言及しつつ、グローバル化の進展する現在の世界における多元的法

体制論にもとづく法学教育——‘plurality-conscious globalized legal education’——の重要性について、千葉を「ポストモダンの思想家」と呼びつつつぎのように指摘している。「本書では、法理論と法教育における不可欠の部分として、アジアとアフリカのあらゆる法体系を明確に包括しつつ論じている。多様性を尊重することと、より大きな収斂を目指すこととのあいだには矛盾は存在しない……。多元化というかたちで進展するグローバリゼーションのゆえに、複雑な世界とその世界におけるさまざまなタイプの法に関して多くの知識を有し、それらを深く理解することがますます必要となってきた。現代社会では多様性を無視することはまったく不可能である。……このことはさまざまな文化や権利に関する議論を検討するために必要な、新たな方法を提起してきており……そのようなさまざまな方法やアイデア、そして国際的に著名な千葉正士のようなポストモダンの思想家の諸理論、そして千葉のきわめて有用な公式法、非公式法、法前提という概念上の区別を、初年度学生に説明することはそれほど困難なことでも、混乱を引き起こすようなものでもない。」<sup>10)</sup> (傍点・角田)

非西洋法研究における国際学界の中核を占める SOAS でのメンスキー主催の千葉追悼セミナーは、西洋・非西洋を含む世界の法を対象とした多元的法体制論たる、千葉・法文化論の国際学界における高い評価と地位を象徴しているといえるだろう。それはまさに、次章で検討する千葉の遺著『法文化への夢』の「『はしがき』に添えて」での、千葉の「直弟子」たる大塚滋の言を借りるならば、千葉正士が〈世界の Chiba〉と呼ばれるにふさわしい偉大な研究者であったことを、客観的に物語っているといえるだろう。

#### [1. 注]

- 1) 著名な学者が亡くなった場合、その人物が生前に大きな足跡を残した学会においては、学会報に追悼文を掲載するのが通常である。千葉の場合その学会とは、理事長を務めた日本法社会学会、日本スポーツ法学会、そして理事を務めた日本法哲学学会、その他である。ここでは、本稿ではその内容にはまったく言及しないが、しかしながら、千葉が多元的法体制の一分野として、「時間と法」とならんで研究人生のかなり後の時期たる1990年代以降に熱心に取り組み、初代理事長をも務めた日本スポーツ法学会（1992年創立）の「千葉追悼文」（萩原金美による）のうち、千葉

のスポーツ法学の業績に関する部分を、本稿の内容の欠を補う意味においても参照しておく ([http://jsla.gr.jp/J/fuhou\\_Dr%20chiba.htm](http://jsla.gr.jp/J/fuhou_Dr%20chiba.htm) : 2016年9月13日現在)。「本学会の初代会長であられた千葉正士先生(法学博士・東京都立大学名誉教授)は昨2009年12月17日に逝去された。享年90歳、卒寿にまで達せられたのだから天寿を全うされたというべきかもしれないが、先生の学恩に浴してきた者の一人としては痛恨の極みである。……先生の学問領域は広大であり、その優れた研究成果は膨大なものがある。法哲学者として出発した先生は法社会学さらには法人類学にその研究を拡大された。日本法哲学会理事、日本法社会学会理事長、国際法人類学会理事等々の要職を歴任されたことは、先生が上記の各分野において傑出した研究者であったことを例証している。先生はこのような余人の追隨を許さない研究の延長線上にスポーツ法学というわが国では未開の沃野を見出し、次第に晩年の学問上の関心の重点をこの学問に向けられるようになったのである。大学スポーツの一方の雄である東海大学という職場環境は、先生のスポーツ法学への関心をより高めたであろうことも想像に難くない。[改行]先生のスポーツ法学に対する強烈的な学問的関心は、我が国のスポーツ法学の発展のためにまことに幸いなことだったといわなければならない。先生は同学の士を糾合して本学会を創設し、その初代会長としてスポーツ法学と本学会の基礎固めに尽瘁された。いまやスポーツ法学がわが国の法学界において確固たる地歩を占めていることは衆目の承認するところである。[改行]先生が著された『スポーツ法学序説—法社会学・法人類学からのアプローチ』(信山社、2001年)は、われわれ後進が座右の書として備えるべき古典的名著である。先生の馨咳に接する機会は永遠に失われたが、本書を熟読玩味すればスポーツ法学の進むべき正道を見失うことは決してないと私は確信している。」

- 2) 拙稿において私は、「仮説的定義」という観点からの千葉のアイデンティティ法原理を再検討して、その結論部分でつぎのように指摘した。「『法』は『規範性』と一定の時代的・空間的域内=ユニットにおける『普遍性』、より正確には『普遍的な妥当性』を本質的契機としていることはまちがいない。とするならば、そのユニットの大小にかかわらず、またそれをいかなる名称で呼ぶのかはさておき、千葉が一貫して主張するように、アイデンティティ法原理に相当する機能を有した、規範性、普遍性をシンボライズするなにかの原理の存在を仮説しなければならないといえるであろう。そしてそうであるとすれば、主として法人類学と法哲学の視点から構想され(仮説として提示)されたアイデンティティ法原理は、千葉正士が60年代から一貫して繰り返しかえし強調するように、法人類学者と法学者の学問的共同による今後のさらなる理論的検討とデータにもとづく実証的検証を通じて、3ダイコトミーと一体化しつつより精練された「法文化の操作的定義」へとバージョン・アップしていかななければならないであろう。それは、法文化への学問的関心を有する後進に託されたもっとも重要な方法論上の課題のひとつである。」「千葉・法文化論再考——アイデンティティ法原理を中心にして」(角田猛之・石田慎一郎編著『グローバル世界の法文化法学・人類学からのアプローチ』所収)(福村出版、2009年)また、北村隆憲は千葉・法文化論におけるアイデンティティ法原理の位置



をつぎのようにきわめて説得的に指摘している。「民族の法のアイデンティティーを論理的・倫理的に重視する、こうした千葉の議論は、『社会的法主体』の有する法を文化の型の一部と見てグローバルな比較法学を可能にさせ、諸民族のアイデンティティー獲得とりわけ第三世界諸国の固有法の理解・尊重の重要性を我々に確信させてくれるものである。他方で、こうした千葉の理論が、本質主義 (essentialism) 的な議論とみなされる危険を孕む、と批判する余地があるかもしれない。つまり、千葉の法のアイデンティティーや法の主体性のモデルは、特定の集団、民族、社会に固有な法の喪失とその回復の物語を表象させるものであって、その物語りは固有法か西欧法かという二者択一をむしろ強化させ、その結果、特定の社会・文化集団のアイデンティティーを本質化する事になる。そして、本質化とは、文化の外部的には差異の確認だが内部的には差異の消去を生み出すゆえに、結果的に、社会的に周辺化されている人々の主体的意味を、全体論的に統合された法文化のアイデンティティーのモデルが消去することになる、という批判である。[改行] しかし、千葉が人間的法主体の『困惑と苦悩』(人々の「心の軌跡には、例えば、法に関する文化の相違に直面して困惑し、その間の判断選択に悩み、しかし選択しては自己の文化を捨てて国家法に従うか、文化を維持して国家法の制裁圧迫に耐える苦い結果を甘受するかという、個人の生き様の問題がある……」(千葉 1995b: 22) について語るとき、こうした文化の本質主義には還元不可能な、法に面した人々の生活のリアリティーが念頭にあることは疑いを入れない。ある集団あるいは個人は、一つの法文化に所属するかもしれないが、同時に他の文化とも多重・多層に交差しており、ひとつとはそのなかでときとして大きな困惑と苦悩を経験しながらも多元的な規範の間で、また他の法主体との間で、甘受や選択を含む複雑な調整プロセスに関わっているはずである。千葉理論に本質主義的な読解は似合わない。むしろ、アイデンティティー法原理を担う法主体を、より多様な差異の場のなかで解明すること、そうした複雑で多元的な法と法文化の現実の解明に向けて、千葉は、我々にその方向性を示してくれていると考えることが、より生産的に千葉が展開し提示した問題をさらに深く、そして遠くまで探究していくやり方だろう。それは、千葉自身が終生探求してきた課題であるとともに、千葉に続く我々に残された課題としても存在しているのである。」北村隆憲「3 法文化と非西欧法の法人類学へ」(『法文化論の展開』所収) 71頁

- 3) 近年設立されてきた「ポストモダン」な法学会のひとつたるアジア法学会——もうひとつの典型例は、アジア法学会と同様に2003年に設立された「ジェンダー法学会」である——の設立に関しては、浅野宜之「アジア法学会の創設——設立総会・研究大会の紹介——」([http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Theme/Law/Law/pdf/links\\_01.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Theme/Law/Law/pdf/links_01.pdf): 2016年9月13日現在: 出典は『アジア経済』45(5)(2004年5月号)の同名論稿)の「Ⅲ 第1回研究大会」において、浅野は千葉のメッセージの意義をつぎのように指摘している。「第1回研究大会では、まず千葉正士名誉会員(東京都立大学名誉教授)からアジア法学会創設を祝するメッセージが送られた。このメッセージでは、アジアを含む非西欧の法を対象とする研究が近年そ

の重要性が見直されてきていることを紹介した上で、今後アジア法学会としてなすべき課題を提示され、新たな学会の門出を励ましていただくとともにその道筋を照らしていただくものとなった。」(94-95頁)

- 4) 「第五章 アジアの法——アジア法学が求める」「二 アジア法学会への期待<sup>(11)</sup>」(千葉正士『法文化への夢』(信山社, 2015年)所収) 101-102頁
- 5) 千葉・法文化論と、法文化をも不可欠の要素として位置づける安田信之の「開発法学」との比較については、拙稿「法文化論の方法の模索——安田信之の「アジア法の認識枠組み」と千葉「法文化の操作的定義」を手がかりにして」『関西大学法学論集』第52巻第6号(2003年)参照。また、次章の「2-2-2-2 「法文化への夢」のふたつの意味のなかみ」の注(12)で参照した「法観念の比較文化論」の報告書に関する(補1)のなかで、上記の論文をベースにして行った、千葉報告への千葉・安田の法文化論の比較に関する私自身のコメントに対して、つぎのように謝意をのべている。「この研究会を組織し同書『法観念の比較文化論』高等研報告書』に詳細なコメント「千葉・操作的定義におけるアイデンティティ法原理——安田信之の評価を手がかりにして」を寄せた角田猛之教授に、長年法文化研究をリードして来た努力を合わせて感謝する。」千葉正士『法文化への夢』243頁
- 6) 「法文化研究会」は、千葉正士をキャップとして2001年5月にお茶の水大学にて開催された日本法社会学会・ミニシンポジウムで、法社会学、法史学、法文化論の視点から角田猛之が中心となって組織した「法文化にアプローチする方法」を契機として発足した。同シンポジウム開催直後の同年7月に、千葉を含むシンポジウム報告メンバーたる、青木人志(一橋大学・比較法文化論)、北村隆憲(東海大学・法社会学)、岩谷十郎(慶応大学・近代日本法史)、そして、角田猛之(大阪府立大学(当時)・法哲学、法文化論)が慶應義塾大学に集まり、翌2002年から東京もしくは大阪で開催しており、その後基礎法学を中心として新たなメンバーが加わり、現在に至っている。千葉・法文化論との関係で特筆すべきは、(社会科学としての法文化探求)を実現するための必須の研究条件、研究環境として、法学者と文化の専門家たる人類学者との共同による法文化の探求を推奨した千葉の意向を受けて、森正美(京都文教大学、とくに、フィリピンのムスリム社会に関する人類学)、石田慎一郎、馬場淳(現・和光大学、とくに、パプアニューギニアの人類学)、村松圭一郎(現・岡山大学、エチオピアの文化人類学)等々もメンバーである。
- 7) メンスキーの理論については、Werner Menski, *Comparative Law in a Global Context The Legal Systems of Asia and Africa*, second, ed., Cambridge (2006); “Flying kites in a global sky and dodgy weather forecasts: Accommodating ethnic minority in the UK”, Paper for the International Symposium 2009 at TUFS, Crossing Borders and Boundaries: Towards Transnational/Transcultural Comparative Area Studies, 14/15 February 2009; “Fuzzy Law and Boundaries of Secularism”, RELIGARE Lecture, www.religareproject.eu (2010); “Flying Kites in a Global Sky: New Models of Jurisprudence, AKU Lecture また、角田のメンスキー理論の紹介については、「千葉・法文化論再考——アイデンティティ法原理を

中心にして」(角田猛之・石田慎一郎編著『グローバル世界の法文化法学・人類学からのアプローチ』所収(福村出版, 2009年);「ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクールにおける「アジア・アフリカの法体系」講義(2011-2012年)の紹介——ヴェルナー・メンスキー教授の講義資料を中心にして」『関西大学法学論集』第63巻第6号,「千葉正士の「総合比較法学」の構想と法の多元性に着目した法学教育の提唱」(角田他編『法文化論の展開』(信山社, 2015年)所収)

- 8) 千葉正士「大学の存在意義を一大学の死に看る——夢の旅路の拾い物・補遺——」『東海法学』第40号(2008年)27頁。千葉は本文中で引用した最後の部分で、「本件を論ずるとすればこの点にも留意し記録に残す必要がある。」としているが、この論稿タイトルには「……補遺——付録「東京都大学改革を巡る問題の経過」と関連資料集の作成(清水照雄)」とあり、千葉が在職中に最も信頼していた大学の事務職員・清水照雄——千葉は彼のことを「事務局のアーカイヴ」と称している——が作成した資料を、この「補遺」に添付している。千葉の実証的な学問態度を如実に表しているといえよう。
- 9) 移民の増加による近年のロンドンの多元性、多様性の進展については、拙稿「ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介——ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携でのロンドンに現出する超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み」『関西大学法学論集』第64巻2号(2014年);「ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介——ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携でのロンドンに現出する超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み」同誌,第64巻2号(2014年);「移民によるエスニック・インプラントと法のクレオール——超多様な都市・ロンドンを手がかりにして」同誌,第64巻6号(2015年)参照。
- 10) Werner Menski, *Comparative Law in a Global Context, The Legal Systems of Asia and Africa*, (Second Edition, Cambridge, 2006), p. 36「ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクールにおける「アジア・アフリカの法体系」講義(2011-2012年)の紹介——ヴェルナー・メンスキー教授の講義資料を中心にして」『関西大学法学論集』第63巻第6号(2014年)

## 2. 最晩年期における千葉自身による千葉・法文化論の

### 「語りなおし」

——遺著『法文化への夢』を手がかりにして

#### 2-1: 追悼3部作刊行企画の経緯

本稿1.の冒頭で指摘したように、千葉が2009年12月に亡くなった翌年から、

有志による千葉追悼プロジェクトの検討がはじまった。そして、2011年から2012年にかけて開催したのが、1.で紹介した日本とイギリスでの追悼セミナーと、学会での「千葉追悼」のための特別シンポジウム「千葉理論の到達点と課題」であった。

そして追悼企画の第2の範疇が、千葉に関する一連の出版、すなわち、千葉自身の遺著『法文化への夢』と千葉追悼を掲げた論文集『法文化論の展開法主体のダイナミクス』、そして400点を超える千葉の全業績を網羅した『千葉正士全集』（すべて信山社より）の刊行である。拙稿「法文化のフロンティア・千葉正士——千葉正士先生追悼プロジェクト（1）（『関西大学法学論集』第64巻第5号所収（2015年））」の「はじめに——千葉正士先生追悼プロジェクト」の冒頭で、この3部作刊行の経緯について、2014年3月段階での進行状況をつぎのように指摘した（〔 〕内は、2016年10月現在での角田の補足である）。〔「追悼セミナー等については2011年6月以来順調に進めていたのに対して」追悼論文集刊行については、東京の信山社から刊行の承諾を得つつ、2011年から上記3名〔ヴェルナー・メンスキー、森正美、石田慎一郎〕とわたしで種々編集企画を練ってきたが、内心忸怩たる思いを抱きつつも、諸般の事情から実現しないまま今日に至っている〔角田自身この間、2011年9月から2012年9月にかけて約1年間、在外研究にてベルギー、中国、台湾に滞在していた。したがって、2012年3月開催のSOASでのセミナーには滞在先のベルギーから参加した〕。（改行）ところが本年（2014年）3月から事態が急速に進展した。そして、千葉追悼論集（メンスキー、森、石田、角田共編著）のみならず、原則として千葉の全業績（400点を超える！）を網羅する『千葉正士著作集』〔当時は「著作集」としていたが、最終的に、編集委員会の議によって「全集」とすることにした〕をも信山社から刊行することが——石田と角田が本郷の信山社を訪問し、袖山貴社長、第2編集部稲葉文子部長、および編集部今井守氏との打ち合わせにおいて——確定した。そしてそれを受けて、〔2014年〕7月26日に信山社で開催した第1回編集会議で、著作集〔全集〕編集委員の石田、北村隆憲（東海大学）、角田（また、当日はスカイプ参加、等であったが、さらに

委員としては大塚滋（東海大学）、長谷川晃（北海道大学）、奥山甚一（東海大学熊本キャンパス）の計6名〔ただし、健康上の理由から後日、奥山甚一は編集委員を降板した。したがって編集委員は5名である〕と、信山社の上記3名でおおよその編集方針を確定した。（改行）またさらに、第1回編集会議の場で、千葉のこれまでに刊行した論稿に補注などを加えて千葉が編集した、遺著『法文化への夢』の校正紙があることも判明した。この校正紙に対して、著作集〔全集〕編集委員のひとりたる大塚滋とわたしで再度校正し、「まえがき」〔最終的なタイトルは「はしがき」に添えて〕である〕（大塚）と「あとがき」〔同じく、最終のタイトルは「あとがき——法文化の花園にて夢を追う」である〕（角田）を付して、できるだけ早く刊行することも確定した〔2015年2月に刊行した〕。（改行）……ちなみに、追悼論文集は2015年5月〔予定通り、2015年5月に刊行した〕に、また著作集〔全集〕については2016年後半から順次刊行の予定である〔千葉の全作品の信山社への「入稿」と、入力された組版に対する原著との照合のうえでの「校正」（誤字・脱字、「てにをは」の誤りはもちろんのこと、旧漢字の新漢字への転換、そして注のうちまちがひ、その他で原著自体が不適もしくは誤っていると編者が判断した場合には、逐一修正を施した）が予想以上に手まどり、2016年11月現在の見通しとしては、刊行は2017年前半頃からになると思われる。〕

以上のような経緯の下で刊行され、また、2016年10月現在鋭意刊行準備を進めている3部作のうち、2015年5月刊行の『法文化論の展開』については、編者の一員たる石田慎一郎と角田猛之による人類学および法学の視点から執筆された「序論」において、本追悼論文集の意義や特徴などについて指摘したので、『法文化論の展開』の検討は本稿では割愛して、『法文化への夢』と『千葉正士全集』についてのみ、〈千葉・法文化論の全体像〉という視点から紹介、検討しておく。

これらのプロジェクトのうち、もっとも大掛かりなプロジェクトたる『千葉正士全集』の概要と刊行の意義、その他に関しては、次章「3. 千葉・法文化論の全体像——『千葉正士全集』を手がかりにして」で詳しく紹介、検討する。

また『法文化論の展開』に関しては、上で言及したように、同書の「はじめに」（編者のひとりたるメンスキーが執筆）および、編者たる法人類学者の石田慎一郎と私自身が執筆した「序論」——「Ⅰ 本追悼論集の背景」, 「Ⅱ 本追悼論集の特徴と刊行の意義」, 「Ⅲ 千葉正士の学問的足跡——法学の視点から」, 「Ⅳ 千葉法学の支流——人類学に視点から」（Ⅰ-Ⅲ・角田, Ⅳ・石田が担当）——を参照していただきたい。

そこで本節2-2では、千葉の遺著たる『法文化への夢』について、その内容の紹介と刊行の意義について検討しておきたい。

ただしその前に、『法文化論の展開』について、掲載論文の内容ではなく、その構成、体裁、その他に関して、「追悼論集」として重要な意味を有するつぎの諸点はここに特筆しておくべきであろう。(i) 編者のひとりたるメンスキーの、きわめて内容の濃い「はしがき」(石田慎一郎訳)が付されていること、(ii) 扉のページに「謹んで千葉正士先生に捧げます」という献呈の辞が付され、それに続いて、千葉がもっとも気にしていたとされ、「遺影」として用いられた写真(大塚滋に千葉自身が託したとのことである)が掲げられていること、(iii) 遺影に続いて、わが国のみならず国際的にも著名な法社会学者・棚瀬孝雄(京都大学名誉教授)と人類学の世界的権威のひとりたるアナリス・ライルズ、および——千葉が1988年に招聘されて開所記念の講演<sup>1)</sup>を行った、世界初の常設の国際的な法社会学研究所たる「オニャティ国際法社会学研究所」(IISJ: Instituto Internacional De Sociologia Juridica De Oñati; IISL: International Institute of Sociology of Law: 略記表記は、スペイン語表記では IISJ, 英語表記では IISL)<sup>2)</sup>の所長を2005年から2007年の間に務めた——スペイン・バスク自治州大学(University of the Basque Country)の法哲学, EU 法教授ホセラモン・ベンゴエツチャ(Joxerramon Bengoetxea)<sup>3)</sup>の「推薦の言葉」<sup>4)</sup>が掲げられていること、(iv) 1949年に刊行された千葉の処女作『人間と法——法主体の一考察』(丁子屋書店)をはじめ、千葉の研究活動の約10年単位での総決算的意義を有する論文集たる『法文化のフロンティア』(成文堂, 1991年), 『アジア法の多元的構造』(成文堂, 1998年)また千葉

が研究人生の後期に着手し、意欲的に取り組んできたスポーツ法および時間論に関する論文集たる『スポーツ法学序説——法社会学・法人類学からのアプローチ』（信山社、2001年）と『法と時間』（信山社、2003年）、さらには、千葉の代表的な英文論文集のひとつたる *Legal Cultures in Human Society: A Collection of Articles and Essays* (Shinzansha International, 2002)、その他、計20の代表的作品の「文献案内」<sup>5)</sup> が付されていること、そして最後に、(v) 本書巻末に21頁にわたる「千葉正士先生著作目録」——ただし、この目録は必ずしも完全ではなく、その後の調査を経て追加し、『千葉正士全集』に収録した文献もある——が付されていること、等々である。

また、千葉・法文化論の際立った特徴のひとつ、すなわちその国際性、国際的評価の高さに関して——本書1-3で、メンスキー主催でSOASにおいて追悼セミナー“Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context: Chiba Memorial Symposium”が開かれたことの意義について指摘したように——本論文集の中核をなす「第2部 人間と法の探求：法哲学・法社会学・法人類学」掲載の9本の論文のうち4本が、海外からの投稿論文であることをもここで指摘しておくべきであろう。

## 2-2：さまざまな視点からの遺著『法文化への夢』の検討

2-2-1：『法文化への夢』の千葉自身による位置づけと本書の学術的意義  
遺著『法文化への夢』は、(i)「はしがき」、(ii)大塚滋による「「はしがき」に添えて」、(iii)序章「夢は呼ぶ、非西欧へと」、そして本論たる(iv)「第一部 法文化——現代法学も知る」、(v)「第二部 法文化——人類社会に実在する」、(vi)「第三部 法文化探求の主体と環境」、そして(vii)「終章 法の世界——人間のスジと社会のキマリ」、(viii)「参考文献一覧」、(ix)角田猛之による「あとがき——法文化の花園にて夢を追う」から構成される。本論は1980年代半ばから2003年にかけて執筆された15本の論稿もしくはエッセイ<sup>5)</sup> からなり、総頁373頁の大部の論文集である（以下、本章で頁数のみで示しているのは『法文化への夢』の頁数である。また、本章において「本書」とは『法

文化への夢』をさしている)。

千葉自身の「はしがき」の末尾に「二〇〇三年一二月」と日付が付されているが、実はこの2003年という年は、千葉の約60年——千葉が東京都立大学に赴任し、最初の単著を出版した1949年から、千葉の最後の論稿（本書1-2で参照した「大学の存在意義を一大学の死に看る——夢の旅路の拾い物・補遺——」刊行した2008年まで——におよぶきわめて息の長い研究人生のなかに存在するいくつかのターニング・ポイント 転換点（この点については、『千葉正士全集』の紹介、検討と合わせて次章で詳しく紹介する）のうちの、最後の転換点をなしているとは私と考えている。なぜならば、この点についても1-2で指摘したように、主として後進への研究に関するさまざまなアドバイスを先学として残したいという強い意向をもって、『東海法学』に連載した学術的なエッセイたる「夢の旅路の拾い物」の刊行——2003年に1回、2004—2006年まで毎年2回、2007年に1回の計8回刊行——をスタートさせたのがこの2003年だからである。しかも千葉は、これ以後は、「学術論文」——すなわち、千葉風に大ざっぱにこの用語を「説明的に定義」をするならば、ある特定のテーマについての研究成果を、注を付し、参照文献を明示しつつ一本にまとめて、学術雑誌や研究紀要において公表される論稿——を、少なくとも「書き下ろし」のかたちで刊行することはなかったからである。

『法文化への夢』の「はしがき」に添えて」で大塚はつぎのように指摘している。『法文化への夢』は、「最晩年を迎えられた千葉先生が私たち次世代そして次々世代の研究者たちに伝え残そうとされた法文化論の学問的遺言」（傍点・角田）であり、また「法文化学者千葉正士が半世紀以上にわたり積み上げてきた赫々たる学問的相続財産と、それにもかかわらず手をつけられずに残された後続に委ねられた課題の目録」（傍点・角田）である。そして大塚は、「本書を読んだ多くの若き学者たちが、この〈世界の Chiba〉の相続人になってくださることを願って、本書を世に送ることとする。」という一文で結んでいる。また石田慎一郎が指摘するように、本書は「千葉が自らの研究人生を回顧し、自らについて語った論考（1985年から2003年にかけて発表した諸原稿）をまと



めた一冊 [で] ……このような単行書は、千葉正士の多数の著書のなかで本書が唯一のもの<sup>6)</sup>である。

しかしながら『法文化への夢』は、たんなる「回顧録」すなわち約60年にわたる「夢の旅路」を回想するだけにとどまるものではない。法人類学の専門家でアフリカ、とくにケニアの多元的法体制を長年にわたって研究している石田慎一郎は上の言に続けて、そのような「私的な回顧録の性格を含んでいるが、加えて、多岐にわたる千葉の仕事についての千葉自身による語りなおしという性格を持つ。」(傍点・角田)と、その学術的な意義をも指摘している(本章の「2. 最晩年期における千葉自身による千葉・法文化論の「語りなおし」——遺著『法文化への夢』を手がかりにして」というタイトルは、傍点を付した石田の表現を用いたものである)。そして「とくに」ということで石田は、多元的法体制論の一応の完成を見た1998年刊行の『アジア法の多元的構造』における記述に関して、「次の諸点において補強する論説を収めている点で有用である」と指摘している。すなわち、(i) 千葉が最初の単著たる『人間と法——法主体論の一考察』において展開した「人間の法主体への視点が多元的法体制論への後付け的な補足ではなく、千葉法学の根底にある問題意識である点をより明確にのべている」(傍点・角田) こと(それはとくに、「第二章 非公式法——多元的法体制論が認める」, 「第三章 非西欧法——総合比較法学が包む」, 「第五章 アジアの法——アジア法学が認める」, 「第六章 法人類学の諸相——法人類学が描く」, 「第一三章 人間の法文化」において読み取ることができる)、(ii) 「同論文集で言及した法の象徴的機能という論点が、千葉法学の全体像においてどのような位置づけを持つかについて明確に述べている」こと(おなじく、第六章および「第一〇章 法シンボリズム」において)、そして最後に、(iii) 「非公式法および固有法が法としての諸属性を備える条件、あるいはそれらを法と呼ぶことの妥当性について明確に述べている」こと(同じく、「第四章 法文化の理論——スポーツ法学の掘る」および第六章において)、等々である。そしてそれらを総括して、石田は「このような意味で、本論集『法文化への夢』は上記論文集『アジア法の多元的構造』の続編として位

置づけることが可能である」(傍点・角田)として、たんなる回想録にとどまらず、従来の千葉・法文化論の理解を深めるという意味においても、新たな学術的価値を有するものとして位置づけているのである。

## 2-2-2:『法文化への夢』における「法文化への夢」のなかみ

2-2-2-1:「法文化への夢」のふたつの意味: 千葉は研究人生の後半以降、とりわけ1980年代後半に至って、自らの著書や論考、講演、その他において、しばしば「夢」ということばに言及している。そしてその言葉が、論稿のタイトルおよび書名に明示された顕著な事例が、80歳を超える最晩年に刊行された「夢の旅路の拾い物」シリーズと、同シリーズ第1号刊行と同年の2003年に刊行予定であった遺著『法文化への夢』である。千葉は本書の「序章」を「夢は呼ぶ、非西欧法へと」というタイトルを付して、その冒頭、したがって本書の冒頭においてつぎのようにのべている<sup>7)</sup>。「夢は実現するものだ、ただし最初のとは多少とも違った形で。[改行] 思いはじめたのは数年前のこと[したがって、千葉が70歳近くになって]で、それが年とともにだんだん強くなり、ごく最近ではこうはっきりと人前で言ってもいいかなと思うようにまじなつた。その一番大きなきっかけとも言ってもよいものが、今回の、滞在たった二日のスペインとんぼ返り旅行である。[改行]と書き始めたのは、一九八九年五月二二日、成田飛行場で出発便を待つ間である。」(3頁)

「夢の実現」を実感しはじめた「一番大きなきっかけ」としてここで千葉が言及している、1989年5月22日(当時千葉は70歳)の「スペインとんぼ返り旅行」とは、本章注(1)で言及した、オニヤティ法社会学研究所開所式で記念講演をするために出かけた旅行のことを指している。この記念講演について、「このスペインの旅行は急な話で、一カ月そこそこの間に始りから終わりまですんでしまったあわただしいものだったとしても、私自身の、もう半世紀にもなんなんとする研究生活の中では、特筆して記録すべきことだったと思う。」(12-13頁)とのべている。

また私は、本書の「あとがき」に「法文化の花園にて夢を追う」という副題を付して、その冒頭のふたつのパラグラフでつぎのように指摘した。「千葉正

士先生は本書の「はしがき」をつぎの一文ではじめられている。『法学の中で人間の居場所はどこか、それを探す夢に誘われて私は研究人生を始めた。』そしてその後の、わが国の伝統的慣行法から人類学の対象たる未開法、そして人類とくに非西欧の固有法、さらには、スポーツ法、時間制、等々、じつに多様なテーマを涉猟された60年余にわたる研究生活を振り返って、『実は法文化の花園に紛れこんでいた』とも吐露されている。[改行]先生は長い研究人生を、手塩をかけて自らも育てられた「法文化の花園」ですごされ、生涯にわたって「法文化への夢」を追いつづけられていたといえるだろう。(傍点・角田：361頁)

それでは、千葉が再三にわたって言及している、実現しつつある「夢」とはいかなるものであろうか？ 以下において、『法文化への夢』における千葉のことばに依拠しつつ、生涯にわたって追いつけた千葉の「夢」のなかみを探ってみよう。

千葉は、1965年(当時46歳)にはじめておこなったアメリカでの在外研究の目的、課題について、つぎのようにのべている。「そのころ [ここではおおむね1980年代半ばから1990年代初頭をさしている]、私の法社会学のテーマが、自然のように、アジア法に収斂しつつあった。一九六五年アメリカのミネソタ大学に留学に行った時は、私のそれまでの法社会学は日本を素材とするものだったが、研究生活のおそらくはちょうど半ばのその時期に、自分の学問を変えようと考えた。一つには、あたかもその折に戦後社会科学の大きな発展を背景として世界にさきがける新しい方法を開拓しつつあったアメリカの法社会学を吸収し、わけても『法と紛争』の社会理論を探ること(結果は千葉一九八〇『法と紛争』)だった。」(傍点・角田：4頁)ここで千葉が明言しているように、1965年から1966年にかけての約1年間のアメリカでの在外研究(アメリカ滞在のみならず、日本への帰国の途においてヨーロッパの主要国も短期の間ではあるが訪問している)は、上の2-2-1で指摘した2003年とならぶ、千葉の研究人生にとってのもうひとつの大きな転換点であった。この点については、『千葉正士全集』の紹介、検討を行う際に次章で再説する。

そしてもうひとつの目的、課題をつぎのように指摘している。「もう一つは、素材を世界に求めとくに学界に知られることの少なかったアジ<sup>ア</sup>・アフリ<sup>カ</sup>を注視するとともに、これに適用する方法は近代社会の学である社会学ではたらないので文化と未開社会の学である人類<sup>学</sup>を学<sup>ぶ</sup>ことだった。そのころカリフォルニア大学のフィリップ・セルズニクとともにアメリカで法社会学を推進していたアーノルド・M・ローズ……と、すでに国際学界で最も指導的な法人類学者として活動していたE・アダムソン・ホーベル……と、二人がいたことが、私がミネソタ大学を選んだ理由であった。」そして千葉は帰国後に、ミネソタ大学での在外研究の成果として、法人類学の歴史と現状をまとめた『現代・法人類学』を刊行している<sup>8)</sup>。

さて、以上の1960年代半ばでの1年間のアメリカ在外研究が、生涯にわたって千葉が追い求めた「夢」のなかみを明確に示しているといえる。ただし、上で参照した千葉の言——すなわち「法学の中で人間の居場所はどこか、それを探す夢に誘われて私は研究人生を始めた」という言から明らかのように、俗な言いまわしではあるが、「法学の中で[の]人間の居場所」を探り当てることが、千葉の最も初期の頃、すなわち1940年代半ば以降からその後の研究人生において追い求めた「夢」に他ならない。そしてその「夢」の具体的なかみは、アメリカ在外研究を契機として、方法論的にもまたその射程＝対象においても大きく転換した。つまり、それまで唯一の経験的手法として依拠していた法社会学に、人類学の方法論や概念枠組み、道具概念をも取り入れ、またその射程＝対象としては、それまで千葉が研究対象としてきた日本の村落慣行や伝統から、アジアそして非西洋、究極的には世界＝人類の法と法文化へと拡大していったのである。

そしてさらに、千葉が生涯にわたって追及した「夢」は、主としてつぎのふたつの範疇に分類することが可能である。すなわち、千葉・法文化論が追求すべき目標としての「夢」と、千葉・法文化論が研究対象として追及すべき「夢」——それはひとことでいえば「人類の法文化」(16頁)——のふたつである。

2-2-2-2:「法文化への夢」のふたつの範疇のなかみ： 前者の「夢」、すな

わち千葉・法文化論が追求すべき目標としての「夢」はさらにつぎのふたつに分類することができる。「一は、外国の業績を学ぶだけでは終わってはならず、進んでこれを十分に消化応用し、さらにできれば外国に自分の成果をうちだすことであった。これが一つの夢となった。」(傍点・角田)そしてさらに、「つぎは、目をみはったほどの欧米の成果にも次第にスキが見えてきたので、そのスキをつくことであった。スキの最大のものは、感心した業績は大部分が人類学的手法によるものだったので、対象がいわゆる未開社会の慣習法に限られ、それを現に包み込んでいる働いているはずの国家法が無視されていることであった。他方、英米の法社会学者には、未開社会ないし前近代社会をみむきもしない傾向が強かった。非西欧諸国における国家法下の未開法——これが、追及すべき二つ目の夢を与えた。」(以上、本書4-5頁)(傍点・千葉)

目標としてのふたつの「夢」とは、それらふたつを一括して要約すれば、欧米の最新の理論を吸収するとともに、それらを踏まえて欧米とは異なる独自の概念枠組み、道具概念にもとづく理論をうちだし、それによって欧米の理論が有するスキを補正し、欧米そして世界の学界に発信することである。このような「夢」を千葉自身が実現した典型的な、そして千葉にとって誇りうべき(!)ひとつの事例を、本章の注(5)で参照した「第一六章 法学の国際舞台」の「第一節 小さな輸出」(傍点・角田)の冒頭で掲げている。千葉は言う。「一九八六年一二月、*Asian Indigenous Law: In Interaction with Received Law*, ed. by Masaji Chiba, London KPI (Kegan Paul International) は発行された。たった一冊の本だが、私はこれを、輸入超過のわが国の社会科学とくに法学としては小さくとも一つの輸出だと思っている。こういう輸出をした人は、私が知り尊敬する先輩友人にも数人おられるから、本書は、その点では後続の一例に過ぎないが、少なくとも二つの特色を持つと、私は考えている。一はアジア文化圏六カ国の学者の共同研究の成果なこと、二は、研究の企画と推進、原稿の収集と編集、出版社の選択と交渉、諸費用の調達等の全プロセスを、応援してくれた人達があったからこそできたのだが、すべて私の責任で進行させたことである。」(301頁)また、オニヤティ国際法社会学研究所開所式での記念講

演の、同研究所・初代所長アンドレ・ジャン・アルノウからの招聘に対する、千葉らしい学問的謙虚さゆえの〈逡巡の念〉を率直に吐露しつつ、それにもかかわらず招聘を受けたことに関して千葉はつぎのようにのべている。「自分がその意図に簡単に応ずることは僭越ではないか、それに自分にそのような大役をこなす力がはたしてあるか、そういう不安で私は一瞬ちゅうちょしたが、かれの熱心な話に対応してゆくうちに、よしやろうという意欲がわいてきた。一つには、私の研生活後半期の二つ目の目標——法人類学の自分の成果を世界に問うことと非西欧法の意義を強調することと、この二つをともに果たす一つの機会がこれだと思ったから、そして二つには、世界の学界で初めての事業〔すなわち、本章注（2）で言及したように、この研究所はバスク自治州政府と国際社会学会法社会学研究委員会とが共同で常設の法社会学研究所を設立するという、世界初の事業であったゆえに〕を責任をもって始めたかれアルノオの個人的な友情と信頼にこたえたいと願ったからである。」（11-12頁）<sup>9)</sup>

そしてもうひとつの、研究対象として迫らねば「夢」とは、上で言及したように、ひとことでいえば「人類の法文化」（16頁）、「世界の法文化」（229頁）である。千葉は本書と同名のタイトルを付した「第一章 法文化への夢——その道程<sup>補1)</sup>」の「第一節 私見の根拠」「一 法文化への道程」において、千葉・法文化論の究極の研究対象たる「人類の法文化」にいたる道程——「日本の村落慣習法」⇒「非西欧の慣習法」⇒「人類の法文化」——について、つぎのようにのべている<sup>10)</sup>。「私は一九四三年に東北大学大学院に入学した時、当時の国策に基づいて出版された大陸と南方海域に関する文献に目を見張り、東アジアの慣習法を研究テーマに選んだ。しかし国はすでに戦争に突入して外国の実態調査は不可能なので、実際にはその一例である日本の慣習法にとりかかり、中でも神社慣行の実態調査を始め……かくて当初は日本の村落慣習法が私の研究課題であった。」<sup>11)</sup>（228-229頁）そして、それに続く研究人生の第二段階についてつぎのようにのべている。「この両テーマ〔すなわち、「日本の村落慣習法」の具体例としての、村落共同体における神社慣行と学区制度〕が一応まとまるころ（結果は千葉一九七〇『祭りの法社会学』、千葉一九六

四 [『学区制度の研究——国家権力と村落共同体』] 留学の機会を得たので、日本を正確に観察するために世界と比較する必要を思って人類学を学ぶことにし…… [E・アダムソン・ホーベルの下で研究し、非西欧の慣習法を知った。]そして最終段階の「世界の法文化」, 「人類の法文化」にいたる。「帰国後はまず欧米の学界状況を正確に紹介し(千葉 一九六九 [『現代・法人類学』]), 一〇年後には自分自身の問題を確かめ(千葉 一九七七-七八 [『法と文化』I-XII (『法律時報』連載論文)]), それらの成果を発展させて二つの共同研究を企画した。[改行] 一はアジアの仏教国・ヒンドゥー教国・スンニームスリム国・シーアムスリム国・多宗教国・神道国の研究者六名によるアジア固有法の比較研究, 他は日本の有志一〇名のスリランカ多元的法体制の集中調査であった。[その成果は, 1986年 *Asian Indigenous Law*, 1988年『スリランカの多元的法体制——西欧法の移植と固有法の対応』にて刊行] ……最大 [の成果] は, 西欧法と非西欧法とを包括して概念化する世界の法文化の分析的概念枠組すなわち法の「アイデンティティ法原理 (I原理) 下の三ダイコトミー」を構成し最初の検証もできたことであった。」千葉はこの最終段階の「世界の法文化」, 「人類の法文化」の探求を「大テーマ」と呼んでいるが(230頁), 以上の約60年にわたる「夢」の探求の道程を彼のことばをもちいて一言で表せば, 「村落慣行法の観念はすぐに膨らみ, アジアひいて非西欧の伝統法そして人類社会の固有法にと拮がり, そのあげく私の夢は人類の法文化なことが知られた。」(傍点・角田)(16頁)のである。

上で参照した「第一二章 法文化への夢——その道程<sup>(補1)</sup>」に付された(補1), つまり本書への再録にあたっての「補注」で, この第12章の「出典」についてつぎのようにのべている。「原文は, 「法観念の比較文化論」, 研究代表者/上山安敏『法観念の比較文化論』高等研究報告0320, 財団法人国際高等研究所, 2003で, この報告書発行の約三年前[2000年]に同研究所で行われた研究会で発表したものの速記録である。』<sup>12)</sup>(243頁)そして千葉は, この第12章を研究会メンバーに対するつぎの謝辞からはじめている。「本日の機会は私にとって二重の意味で嬉しいことですので, 本研究会の皆さん方にまずお礼

を申し上げます。理由の一つは、このテーマ [すなわち法文化] は私が一生の研究課題としてきて、ある程度の成果は挙げたと考えるものですが、仕残したのもも沢山ありますので、この研究会の皆さんが若い感覚とエネルギーでその探求を続けてくださるのだと、私は受け取るからです。もう一つは、私の今の年齢では学問的作業を効果的に遂行する能力がなくなったはずだと考えて新しい研究課題を追い求める作業を二年ほど前から打ち止めにするにしていたところ、思いがけずお招きいただき、まだ何かお役にたつことがあるのを知ったからです。」(227頁)

セミナー開催当時81歳であり、また、本章の元になる原稿を完成させた時点ですでに84歳に達していた千葉は、本章のことをつぎのように一言で要約している。「多年追ってきた夢を総括して後続の研究者に述べる機会を与えられて試み、その諸君たち [すなわち、角田をも含む、本章注(12)で掲げたメンバー] と夢を法文化と確認したものの。」である(傍点・角田)(132頁)

## [2. の注]

- 1) 千葉の開所講演の英文原題は、“Toward a Truly International Sociology of Law through the study of the Legal Pluralism Existing in the World”, in André-Jean Arnaud, ed., *Legal Culture and Everyday Life*, Oñati, Spain: International Institute for the Sociology of Law である。この英文原稿は日本語に翻訳され、「終章 非西欧法学の促進を訴える」として、『アジア法の多元的構造』の「終章」(309-317頁)として収録されている。千葉は、自らの心情を吐露するつぎのようなことばでこの講演をはじめている。「この式典は、バスク政府と国際法社会学会とが公式に合意して設置した、オニャティ法社会学研究所の開所を宣言し祝賀するものであります。本日この記念すべき場で開所講演という名誉ある大任を果たすにあたり、初めに、国際法社会学会と本研究所にかかわる私の個人的な思出を語ることをお許し願いたいのであります。[改行] 日本では、まったく思いがけないことを聞いたとき、『わが耳を疑う』という言葉を使います。私も、二月ほど前のある日、当研究所の初代所長に就任する予定であったアンドレ・ジャン・アルノオ教授から自宅で電話を受け、この開所記念講演をしてほしいという要請を聞いた時、まさにわが耳を疑いました。……私にそのような大役が回ってようとは夢にも思っていなかったので、それが在りうることなのかと、疑わざるを得なかったわけです。」(同書、309頁)
- 2) オニャティ国際法社会学研究所は、スペイン・バスク自治州の中世以来の大学町



であるオニャティに、1989年にバスク自治州政府と国際社会学会法社会学研究委員会との共同によって設立された、きわめてユニークな国際的な常設の法社会学研究所である。この研究所と、研究所主催で1989年の開所以来開講している、「国際法社会学研究所・法社会学マスターコース」(International Master's in Sociology of Law)——このコースは研究所が設けている修士課程プログラム(Socio-Legal Master)の一コースで、ヨーロッパを中心に世界中から毎年20名近くの学生が履修し、修士号を獲得している——の概要と、私自身もベンゴエッチャの招きで参加した、毎年2週間にわたって開講されている彼の比較法文化に関する“Comparing legal cultures: An introduction to the main issues”の紹介については、「オニャティ・国際法社会学研究所の紹介——国際法社会学マスターコース・プログラム、研究所でのワークショップおよびホセラモン・ベンゴエッチャの比較法文化に関する講義紹介」(『関西大学法学論集』第65巻2号(2015年)所収)参照(本稿から表記を「オニャティ」から「オニャティ」に変更する)。また彼の依頼により、同コースにて‘Modern Japanese Legal System and Legal Culture-Historical Survey’というタイトルで約1時間の特別講義を行った。また同研究所滞在の間、ベンゴエッチャの好意によって研究所の宿舎(18世紀に建てられた古色蒼然とした宿泊施設)を提供していただいた。

ベンゴエッチャは本書の「推薦の言葉」で、千葉と研究所とのつながりの一端をつぎのように指摘している。「オニャティ国際法社会学研究所と千葉との密接な結びつき、そして彼の名を冠した奨学金たる『千葉基金』[Chiba Grant]は、法社会学、とりわけ非西洋法研究の世界に大きな足跡を残している。」彼がここで言及している「千葉基金」とは、「法多元主義と非西洋法に関する千葉・オニャティプログラム」(CHIBA-ONATI PROGRAMME ON LEGAL PLURALISM AND NON-WESTERN LAW)を指している。この基金は、オニャティ国際法社会学研究所にもうけられた奨学金のひとつで、その名前の通り、研究所設立と同時に千葉正士の寄付によって設けられた基金である。研究所のホームページではつぎのようにのべられている。「1998年に千葉正士基金がオニャティ国際法社会学研究所内に設立された。寄付者の言葉によると、基金は『西洋のりびとの間に存在する固有法を含めて、非西洋法の社会科学研究と、非西洋出身の若手研究者の研究を援助するために』用いられなければならない。[改行]毎年基金から、研究費、とくに経験的手法による研究、フィールドワークを推奨するために、最大限3千ユーロ支給されている。また基金から研究所のライブラリーにて研究するための宿舎の宿泊費を払うことができる。」ところがきわめて残念なことに、千葉基金が「底をついた」2015年からは千葉基金は消滅している。

- 3) ホセラモン・ベンゴエッチャは、2014年11月2日から12月8日まで、2014年度法学研究所・招聘研究員として関西大学に滞在した。その間のさまざまな彼の研究とセミナー、講義にかかわる活動、および、彼の専門分野のひとつであるEUの近年の動向に関する2本の論文を翻訳して『関西大学法学論集』に投稿した。ホセラモン・ベンゴエッチャ「多元論者の憲法パラドクスとコスモポリタン・ヨーロッ

パ」論文の翻訳と関西大学でのセミナー、講義資料（1）」（『関西大学法学論集』第65巻1号（2015年））、「ホセラモン・ベンゴエッチャ「ヨーロッパの夢の終焉とユーロ危機への目覚ましコール」論文の翻訳と関西大学でのセミナー、講義資料（2）」（『関西大学法学論集』第65巻2号（2015年））参照。

- 4) 棚瀬とライルズの追悼論集への「推薦の言葉」にふさわしい部分のみをここで参照しておく。棚瀬「千葉先生のお仕事は、一言でいえば、『法の他者』が『法』の一部であり、法学者はその声を聞き取り、書き留めなければならない、ということだと思う。……この国家法と固有法との相互作用を前提に、その両者を包括するものが『法』（＝法秩序）であり、組織された国家権力から、実定法として押し出されてくる国家法に対して、社会から、多様なサブシステムの協働を経て立ち上がってくる固有法の、その法形成の力に目を向けさせるための概念が『法文化』であり、アイデンティティ法原理である。[改行] この法秩序の総体を観察し、分析することは、法学者として、国家法に身を寄せる者にも、また、批判する者にも大切な仕事であるということが、千葉先生が生涯を掛けて自ら実践し、私たちに残されたメッセージであると思う。」および、ライルズ「千葉教授は、疑いなく20世紀の最も偉大な法社会学者の一人である。彼の業績は、同時代的にすでにきわめて重要な意味をもっていたが、最近では、グローバルな規模での多元性についての議論、法社会学研究におけるヨーロッパ中心主義的傾向についての議論、そして研究者間の協働のあり方についての議論の文脈で、新たな読者を獲得しつつある。…本書は、千葉教授の業績に初めて出会う若手研究者にとっても、また法社会学に熟達した専門家にとっても極めて有益なものとなるだろう。」
- 5) たとえば、「第一章 法学の国際舞台<sup>(補1)</sup>」は、『法文化への夢』への収録時に付された補注において、エッセイではあるが本書に収録して後続の読者に読んでもらいたい旨、率直に心情を吐露しつつ千葉はつぎのようにのべている。「本章は論文ではなく『書齋の窓』に寄稿した小さなエッセイ三編から成るので、それを「法学の国際舞台」と名づけるのは大仰だと実は我ながら思う。だが他方では、今でも稀だと言いたいぐらいに少ない日本人法学者の国際活動とその関心……[この箇所]で千葉は、積極的に国際活動を行っている日本人の研究者として、宮澤節夫（法社会学）、吉野一（法情報学）、安田信之（アジア法）、加藤雅信（民法）の4人を挙げている」を、後続の研究者にもっともっと高めて欲しいと願う心を抑えきれない。ならばその参考になりそうな自分の経験を披露してこれを乗り越えてもらう一歩標にさせていただくのもいいのではないか、そう思い直しておこがましいことを断行した。大方の検討と批判を期待するものである。」（322頁）
- 6) 石田慎一郎『「法文化への夢」（信山社、2015年）』（『法文化論の展開 法主体のダイナミクス』「主要文献案内」所収）339頁
- 7) ただしこの「序章 夢は呼ぶ、非西欧法へと」は、1989年に東海大学の『望星』第57号に掲載された「夢を追うこと」を、タイトルを「夢は呼ぶ……」と修正して再録したものである。「夢を追うこと」を執筆した1989年には千葉は70歳であった。ちなみに『望星』はホームページではつぎのように説明されている。『「望星」は

「考える雑誌」です。混沌として先の見えない世の中で私たちは何をどう考え、どう生きていけばよいのでしょうか。環境、教育、健康、社会と暮らし……。こうした問題への「視点」を模索し、読者とともに考えていく雑誌です。[改行] わかりやすく、面白く、しかも「深い」人生に必要な「知恵」がいっぱいです。[改行]『望星』はすでに30年の歴史を重ねました。その源流は、科学者であり東海大学の創立者である松前重義が、戦後すぐに発行した雑誌『望星』に遡ります。敗戦直後の混乱した世の中に、「星に望みをつないで明日を生きよう」と訴えかけ、戦後という新時代を人々がどう生きていけばよいのか、その「考え方」や「視点」をさぐるという雑誌でした。[改行]現在の『望星』は、この志を継ぐ形で、1970年に創刊されたものです。「明日への視点をさぐる」のキャッチフレーズのもと、世相や文化全般に関わるさまざまな記事を掲載しています。」(<http://www.tokaiedu.co.jp/bosei/bosei.html> : 2016年9月17日現在)

- 8) 千葉が1967年から1968年にかけて、『法律時報』に連載した一連の「現代『法人類学』の発展」論文を中心に一書にまとめて1969年に刊行したのが『現代・法人類学』である。世界の人類学界と千葉・法文化論におけるこの著書の意義を北村隆憲はつぎのように指摘している。「これは、法人類学の名を掲げた文献としては、1965年に発表されたローラ・ネーダー (Laura Nader) 編集の *Ethnography of Law* (Nader 1965) に続く第二の文献であり、法人類学の体系書を目指したものとしては千葉の著作が世界の学界で初めてのものであった。これ以降の千葉の法人類学的研究は、文化の異なる諸社会の法を経験科学的に分析するための枠組みと方法を独自に模索することにむけられていくことになる。」北村隆憲「3 法文化と非西欧法の法人類学へ」(『法文化論の展開』所収) 61頁

私自身は、拙稿「第1章 千葉・法文化論再考」論文(角田猛之=石田慎一郎編著『グローバル世界の法文化——法学・人類学からのアプローチ』(福村出版, 2009年)所収) 26頁において、アメリカ在外研究の成果として刊行した『現代・法人類学』についてつぎのように指摘した。「本書『現代・法人類学』で千葉は、英米の法人類学に関する理論動向を詳細かつ平易に紹介した上で、最終章たる「第5章 最近の法人類学」の最終節「第3節 現代における法人類学における問題と課題」の最後の3つの項において、法学者と人類学者に千葉が期待する法文化研究をめぐる課題をつぎのように指摘している。『法に内在する固有のメカニズムを正確に把握して理論化するならば、法人類学は真の科学としての分析を進めるものとなるはずで、「文化としての法」が内在させている固有のメカニズム解明のために、人類学者の積極的貢献が期待される。しかし現実には大半の人類学者は法を知らなかったのであって、それに関しては法学者にも大きな責任がある。というのは、変動する法の実態と現に機能している法の現実を法に固有のメカニズムの面から熟知し、これを提示しうるのは法学者であるにもかかわらず、法学者はこれを怠っていたからである。』すなわち千葉はこの文脈で、50年代から60年代という戦後のわが国の法文化研究の『揺籃期』において、学問上の新機軸たる〈人類学と法学との学問的コラボレーションによる法文化研究〉の不可欠性を説いているのである。そし

てここで注目すべきことは、この機軸は2009年現在においても強く維持されている、千葉・法文化論に一貫する基本的な学問的スタンスのひとつに他ならない、ということである。」

- 9) 千葉の「直弟子」たる大塚滋は「「はしがき」に添えて」で、千葉の国際的評価の高さを示すひとつのエピソードに言及している。「一九八七年夏、神戸において、法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）の第13回世界会議が開催された。この、わが国で、いや東洋で初めて開催される IVR 世界会議に合わせて、千葉先生は、これまで知遇を受けた国内外の多くの研究者に声をかけてパーティーを開いた。「千葉パーティー」と称されたこの気さくで和やかな集まりには錚々たる学者たちが集まったが、冒頭に先生がホストとして歓迎の挨拶をしている時、遅れてやってきたのか後ろの方にいた赤ら顔の男性が、先生を大きな声で「Masaji!」と呼びながら、先生の真面目だがやや堅苦しい英語のスピーチに笑顔で合いの手を入れていた。それは Niklas Luhmann であった。[改行]この時私は、世界的に著名な社会学者ともファーストネームで呼び合う関係を先生が築き上げてこられていたことに大きな感動を覚えたことを今でもありありと思い出す。先生は、弟子たちが思う以上に〈世界の Chiba〉であったのである。言うまでもなくそれは、先生の着実な国際的活動のみならず、その真摯な学問的な姿勢と誠実な人格が先生に与えた尊称である。」

1965年から66年にかけてのアメリカでの在外研究後の、国際学界にかかわる最も大きな意味を持つ千葉の活動、より正確には「コミットメント」は、非西洋国としてははじめて日本で1975年に開催された国際法社会学会（川島武宣が組織委員長）において、千葉が事務局長として裏方の仕事の万端を担うとともに、同学会でははじめての試みとして、非西洋法を検討する「開発途上国の法」セッションを千葉が主導して組織したことである。そしてこのセッションを組織したことを契機として、千葉が自らの国際学界への「小さな輸出」として本文で言及した、*Asian Indigenous Law* の刊行を実現させているのである。千葉は言う。「[[開発途上国の法]セッションの]準備の二年間に経験した苦労は大変だったが、終わってみるとその結果が私のつぎの機会を生んでくれることとなった。[改行]その最初は、この会議に参加した四人の AA 学者のうち一人はオランダ出身の人類学者だったが、インド・スリランカ・エジプトから来てくれた他の三人の法学者とは初対面のときから意気の投合するを感じていたので、会議後に折衝を重ねた結果、イランとタイからも新たに一人ずつを誘って計六名の共同研究を始めることにしたことである。これが、日本を加えてアジア文化圏の諸国を対象とし、一九七七年発足、一九八六年完成の『アジア固有法——移植法との相互影響』（Chiba 1986）である。」（6頁：傍点・角田）

さらに2003年は、千葉・法文化論が国際的にも高い評価を得ていることを千葉自身も実感する最後の年となった。すなわち、千葉の長年にわたる法社会学に関する国際的活動が評価されて、「アメリカ法社会学会」（Law and Society Association (LSA)）から、「アメリカ法社会学会国際賞」（LSA International Prize）を送られている。そして2003年の前後まで射程を広げるならば、千葉・法文化論への高い国

際的な評価の一端を示すふたつのことがらを千葉自身掲げている。千葉は言う。

「概念論 [すなわち千葉の操作的定義] については…… [ここ数年のうちに] 大事な言及が二あったので紹介しておく。一は、ロンドン大学アジア・アフリカ研究所 [正しくは「東洋アフリカ学院」(School of Oriental and African Studies: SOAS)] でインド法を担当している Werner F. Menski が、近著の *Comparative Law in a Global Context: The Legal Systems of Asian and Africa*, London: Plantinum, 2000 でも、*Hindu Law: Between Tradition and Modernity*, New Delhi: Oxford u.p., 2004 でも、私の枠組 [すなわち操作的定義] を非西洋法を正確に把握する理論と評価していること、二は、国際法社会学会会長の Johannes Feest がその最近の会報で私の近著 *Legal Cultures in Human Societies*, Tokyo: Shinzansha International, 2002 を書評 [Feest (2003) Book Review, Chiba, Masaji, *Legal Cultures in Human Societies—A Collection of Essays*, Tokyo: Shinzansha International, 2002, the RCSL News Letter (Winter, 2003)] し、私の I 原理 [千葉自身によるアイデンティティ法原理の略称] をケルゼンの根本規範に比べて検討するよう訴えたこと、である。」(243頁)

- 10) 千葉は——1943年10月に東北大学大学院に入学した時の研究テーマが「大東亜共栄圏の慣習法」であったことに関連して——研究生生活の最初期の状況をつぎのようにのべている。「私の大学院志望は法哲学の研究であったが、きびしい戦時下に閉学問と見えるテーマは許されない。特別研究生として採用されたのももあるし、そのころの周囲にうけいられるテーマをとらざるをえなかった。かと言って国策のお先棒をかつぐことなどでできず、考えた結果が、当時八紘一宇の日本法の下にまつらうべきと言われていたアジア各地に、固有の慣習法が根づいているとこと言いたかったのでこのテーマを定めた、今は理解している。……大学院修了二年のまじかに終戦となり、このテーマも、形式的な報告書を出しただけで終わりとすることができた。そして以後は、自分にとって新しい学問が始まった。」(8頁)
- 11) この「第二章 法文化への夢」と、その元になる研究所での報告原稿との比較検討については、角田の『法文化への夢』「はしがき」の「1. 研究人生の最晩年期での「アイデンティティ法原理下での3ダイコトミー」に対する「自己点検・自己評価」報告の一端」参照。
- 12) 「法観念の比較文化論」プロジェクトのメンバーは以下のとおりである。(名列順で肩書は当時のもの)：市原靖久(関西大学法学部教授：西洋法史)、伊藤孝夫(京都大学大学院法学研究科教授：日本法史)、大木雅夫(上智大学名誉教授：比較法、比較法文化論)、竹下賢(関西大学法学部教授：法哲学)、角田猛之(大阪府立大学総合科学部教授：法哲学、比較法文化論)、西村念(岡山大学法学部教授：西洋法史)、守屋明(岡山大学法学部教授：法社会学)、沼口智則(同志社大学嘱任講師：法哲学)、佐野誠(奈良教育大学教授：西洋法史)、中山竜一(大阪大学大学院法学研究科助教授：法哲学)、林智良(奈良産業大学法学部教授：ローマ法)、深尾祐造(関西学院大学法学部教授：西洋法史)、三吉敏博(英知大学文学部客員教授：法哲学)

### 3. 千葉・法文化論の全体像——『千葉正士全集』を手がかりにして

#### 3-1: 千葉の研究人生における4段階

千葉の約60年にわたる長い研究人生を一言で要約すれば、国内のみならず国際学界においても、というよりは、ある意味では皮肉なことではあるが<sup>1)</sup>、国内におけるよりも、しかも早い段階から、国際学界において着目されてきた〈独自の千葉・法文化論の模索、形成、展開〉——しかしそれは、千葉にとっては、常に仮説的提示であり、後進による修正、展開を願っていた——とあらわすことができるだろう。そして、方法論もしくは学問分野に関しても、千葉は、法哲学・法思想史、法社会学、法人類学の3分野にまたがった学際的研究を行っているが、前章の2-2-2-2でも言及した研究人生の各時期、段階に応じて——それぞれの分野が重疊的に千葉・法文化論を支えつつも、研究の出発点たる東北大学大学院時代から、法哲学、法思想史が一貫してその根底をなしていたといえる<sup>2)</sup>——主たる方法論や研究関心、テーマを修正している。

前章においても言及したように、千葉は1949年に東京都立大学の専任ポストを得て研究人生を本格的にスタートさせた。そしてその後の研究方法や内容にかかわる最初の大きな転機は、1965年から66年にかけてミネソタ大学のアダムソン・ホーベルの下で法人類学に関する在外研究を行ったことである。それ以後千葉は、研究人生の第1期における日本の農村慣行を対象とした調査、分析の際に依拠していた法社会学的アプローチに加えて、第2期においては社会科学としての法人類学のアプローチにも大きな関心を寄せ、欧米の法人類学に関する最新学説や最新の学界状況を日本の学界に紹介するとともに、法人類学の主要テーマのひとつたる紛争解決の問題にも、法社会学、法人類学の手法に依拠しつつ追求した<sup>3)</sup>。

そしてさらに、主としてそれ以後の第3期において、それらの方法や道具概念を用いて独自の千葉・法文化論を模索し、試行錯誤のなかで自らの概念枠組を形成していったのである。つまり、まずは、調査、研究に着手してから10年近くを費やして1988年に刊行した、千葉正士編著の『スリランカの多元的法体

制』において一応の完成を見た法の三層構造（公式法，非公式法，法前提）論である。そしてさらに、その三層構造論をベースとし、より緻密化，体系化された、千葉・法文化論の方法論上の概念枠組みとして、一応のところは最終的に提示——但し上で指摘したように、それはあくまでも仮説的提示である——されたのが、法文化の操作的定義たる「アイデンティティ法原理下での3ダイコトミー（公式法・非公式法，固有法・移植法，法規則・法前提）」論である。そしてそれは、1998年に刊行された『アジア法の多元的構造』において提示されている。

したがって、ミネソタ大学で法人類学を中心にして在外研究を行った1965年から1980年頃までが研究人生の第2期である。この時期の研究成果は、まず、在外研究の成果を帰国後に整理して『法律時報』に連載論文として投稿し、それらを一書にまとめて1969年に刊行した『現代・法人類学』に集約されている。またさらに、その後に発表されたさまざまな論稿で、欧米の最新の法人類学をわが国の学界に精力的に紹介している。そしてそれらに加えて、1980年に刊行された論文集たる『法と紛争』に集約される、法と紛争にかかわる理論的研究がこの時期の千葉のもうひとつの主たるテーマであった。

そしてさらに、第3期にあたる1980年代から1990年代にかけては、上記の『スリランカの多元的法体制』と『アジア法の多元的構造』に結実する、文字通りアジアの多元的法体制の研究と、それを通じた、千葉・法文化論の概念枠組みと道具概念の精練、展開に主として取りかかっていた。またこれらのアジアの法と法文化に関する研究と同時に、1990年代からは、スポーツ法と「法と時間」という西洋、非西洋双方にかかわる、つまり千葉の表現を用いるならば、人類あるいは世界の固有法にかかわる新たな各論的問題の研究にかなりのエネルギーと時間を割くようになってきている。したがって第3期と時期的にも、またテーマや学問的関心においてもオーバーラップする面はあるが、それらを論文として発表し、また一書にしてまとめて刊行（2001年『スポーツ法学序説——法社会学・法人類学からのアプローチ』および2003年の『法と時間』）した1990年代から2000年代初頭、またさらに、2003年から2007年まで8号にわ

たって『東海法学』に連載された「夢の旅路の拾い物」が刊行されていた時期が、千葉の研究人生の第4期で最晩年期といえる。

### 3-2：千葉の研究人生における4段階と『千葉正士全集』の構成

以上の千葉の〈研究人生の4段階〉を踏まえて、全集編集委員会において検討し、2016年12月現在でおおむね確定してきた『千葉正士全集』の構成についてのべておく。

前章「2. 最晩年期における千葉自身による千葉・法文化論の「語りなおし」——遺著『法文化への夢』を手がかりにして」の冒頭で言及したように、まずは、『法文化の展開』刊行のために2014年3月に開催した編集委員会において『千葉正士全集』の刊行が確定した。そして、その決定を受けて2014年7月に開催した第1回『千葉正士全集』編集委員会において全集の構成に関する大枠を検討し、かりのかたちではあるがおおむね確定した。その後、2015年から2016年にかけて数回にわたって編集委員会を開催——2016年12月現在においては、第4回編集会議（2016年4月16日）まで開催。さらにもう1回、最終編集会議を2016年度内に予定——して、大きな作業としては、組版に対する原著との照合のうえでの校正と各巻の解題執筆を除いて、2016年12月現在で編集作業はおおむね完了している。

約60年という長期にわたり、かつ、驚くほど多産、多彩——まさに、多元的、多層的——な業績からなる、千葉・法文化論の全作品を収録する全集の編集作業のなかでも最も重要かつ困難な課題はつぎの点である。すなわち、各巻（おおよそ15ないしは16巻で刊行予定）を、その巻のタイトルによって象徴されるいかなるテーマをメルクマールとして構成あるいは編成し、かつ、そのように構成・編成された各巻に、400点を超える千葉の全作品をどのように配分・配置するのか、という問題である。上の2-2-2-2と3-1において言及したように、千葉・法文化論は研究の進展とともに、「日本の村落慣習法」⇒「非西欧の慣習法」⇒「世界の法文化」・「人類の法文化」というプロセスを経て、最終段階の「世界の法文化」・「人類の法文化」にいたっている。したがって、当



然に各巻の構成はそのようなダイナミックなプロセスを反映していなければならない。つまり、『千葉正士全集』の全体および各巻の構成を通じて、千葉・法文化論の学問体系を一望できるように構成されなければならないのである。

そして、このような研究の進展にともなうダイナミックなプロセスは、千葉の場合には、研究をスタートさせた1940年代末から1990年代末ごろまでの3期、つまり、上の「日本の村落慣習法」⇒「非西欧の慣習法」⇒「世界の法文化」・「人類の法文化」の3段階においては、その各段階において多少の長短はあるが、おおむね15年から20年弱の研究スパンで展開していることがわかる。ただし、このように研究時期に応じて全集の構成を確定する場合に伴う、不可避にして困難な問題が存在する。それは、研究の展開つまりそのプロセスと、その研究の完成つまり研究成果の発表、刊行とのあいだには、通常のこととしてともなう一定の時間的ズレは当然としても、さまざまな個別の特殊事情によって生じる若干のあるいはかなりの、したがって数年単位の時間的ズレを伴うということである。とくに、千葉がしばしば採用した研究スタイルとして、一定の大きなテーマに関して複数の論文がシリーズとして、もしくは一連の関連論文として学術雑誌等に掲載され、掲載開始から数年から10年近く後に一書にまとめて刊行する場合には、研究の展開時期と成果刊行時期がかなりズレているのである。上の3-1の最後で言及した、第3期と第4期でのスポーツ法学と「時間と法」に関する時期的なオーバーラップは、そのような事情から生じたものである。

千葉・法文化論を構成する全業績の以上のような状況を踏まえて、本全集では上の各ステップごとに第1集から第4集というように「集」によって一括し、各集をさらにテーマやトピックに応じて、第1巻から第3巻ないしは第4巻というように、「巻」によってさらに分節して各々の著書や論稿を配分・配置している。また、そのような研究人生における特定の段階あるいは発表時期にかかわらず、いわゆる学術論文ではなくエッセイ風ものは第5集に一括して収録した。また、欧文の著書、論文については——千葉自身の「法文化への夢」の実現でもある——国際学界に向けた千葉・法文化論の発信という意味を込め

て、第6集として一括するという方針を採用した。なお、第6集の英文「まえがき」はヴェルナー・メンスキーが執筆予定である。

以上のことを踏まえて、全集編集委員会での数回にわたる討議と委員間のメールでの意見交換などをへて、一応のところ確定した各集の構成と主たる著作、それぞれの集の編集担当者を以下に掲げておく。

第1集・4巻構成 1949—1964年：法哲学・法社会学（法哲学・法社会学の萌芽的研究）『人間と法——法主体の一考察』（1949年）、『法学の対象——法主体論序説』（1950年）、『学区制度の研究——国家権力と村落共同体』（1962年）、『法思想史要説』（1964年）大塚滋・角田猛之

第2集・3巻構成 1965—1980年：法社会学・法人類学（法人類学の展開）『現代・法人類学』（1969年）、『祭りの法社会学』（1970年）、『法と紛争』（1980年）石田慎一郎・角田猛之

第3集・4巻構成 1981—1998年：多元的法体制論・法文化論（多元的法体制の展開）『要説・世界の法思想』（1986年）、『法社会学——課題を追う』（1988年）、『法文化のフロンティア』（1991年）、『アジア法の多元的構造』（1998年）北村隆憲・石田慎一郎

第4集・3巻構成 1999—2005年：法文化論の新たな展開（法文化への夢）『スポーツ法学序説——法社会学・法人類学からのアプローチ』（2001年）、『法と時間』（2003年）、『法文化への夢』（2013年刊行予定：2015年刊行）角田猛之・長谷川晃

第5集・1巻構成 エッセイ集：「夢の旅路の拾いもの」シリーズ（2003年から2008年：8号+補遺）大塚滋・北村隆憲

第6集・1巻構成 欧文著作集：*Asian Indigenous Law: In Interaction with Received Law*, (ed. by Masaji Chiba, 1986), *Legal Pluralism: Toward a General Theory through Japanese Legal Culture*, 1989, *Legal Cultures in Human Society: A Collection of Articles and Essays*, 2002 角田猛之・石田慎一郎：

### 3-3:『千葉正士全集』刊行の意義

つぎに、『千葉正士全集』刊行が国内外の後世の研究者、学界に対して有する主たる学術的意義について、2点に絞って指摘しておきたい。

(i) 千葉の全作品を全集として一括すること自体が有する重要性： 上で概観したように、千葉は大きな3つの研究人生の節目を経て、最終的には、「アイデンティティ法原理下の3ダイコトミー」と、それを根底でささえる法主体概念を方法論上の中核とする千葉・法文化論と総称しうる独自の理論体系——ただし、千葉の学問的信念ともいえるべき〈科学としての法文化論〉においては、それはあくまでも仮説的に提起されたものに他ならない——を打ち立てている。そしてその理論体系を形成する素材となった、日本、非西洋、そして、西洋・非西洋を合わせた人類の政治、経済、社会、宗教、伝統、思想、文化、歴史……等々にかかわるさまざまな法や法文化について、多産かつ多彩極まりない各論的論稿を日本語のみならず欧文においても国内外の学界にむけて発表し続けた。また、わが国の村落慣行やアジアの多元的法体制にかかわる綿密な調査を踏まえた報告書・データ、さらには、重要文献に対する書評や学界回顧、国際学界の最新動向の紹介、社会科学系の事典類などにおける法文化や法哲学、法思想関連の項目執筆、自らが編者となった編著などでの「まえがき」や「あとがき」、等々、約60年にわたって、特定テーマに関するモノグラフのみならず、さまざまなジャンルや形態の刊行物を千葉は休むことなく学界に問い続けてきた。それらの論稿のなかには、きわめて重要な意義を有するさまざまな国際会議や研究会、シンポジウム、また特別講演などでの報告ペーパーを活字化して日本語に翻訳したすぐれた多くの論稿——その典型は前章で言及したオニヤティ開所記念講演原稿「非西欧法学の促進を訴える」（『アジア法の多元的構造』所収）および、1987年に神戸で開催された法哲学・社会哲学国際学界連合（国際法哲学会）でのプリーナリーセッションでの報告原稿「個別法文化を尊重して世界法文化へ——多元的法体制論の目標」（矢崎光圀・野口寛・佐藤節子編『転換期世界と法』（国際書院、1989年）所収）である——も含まれている。さらには、千葉の研究人生の後半とくに1990年代以降には、学術研究を

志す後進とくに若手の研究者に対して、千葉の長年の経験に裏づけられた研究上のアドバイスを活字として残すために執筆された研究上の諸問題にかかわる論稿、さらには、千葉自身がいただく「戦争責任」感や「日々雑感」的なエッセイ、新聞や機関紙、種々のPR紙への掲載のエッセイ、等々をも存在する。

さらにまた、千葉は、「2-2-2-2:「法文化への夢」のふたつの意味」で指摘したように、自らの夢の第1として、「外国の業績を学ぶだけでは終わってはならず、進んでこれを十分に消化応用し、さらにできれば外国に自分の成果をうちだすことであった。」とのべていた。そのような「法文化への夢」の実現の一環として、さまざまな国際会議やシンポジウムで精力的に口頭発表を行うとともに、それをもとにした欧文論文を国際的に権威ある多くの学会誌や大学のロージャーナル、国際会議のプロシーディングなどに投稿している（たとえば、1997年にオニャティ国際法社会学研究所において同研究所主催で行われた国際セミナー *Changing Legal Cultures*, ed., Johannes Feest and Erhard Blankenburg (Oñati pre-Publication) 所収（簡易印刷の冊子で、角田は千葉から直接に贈呈を受けた）の、千葉の‘An Operational Definition of Legal Culture in View of both Western and non-Western’論文）。さらには、国際学界をリードする学者が編集する論文集や事典——その典型は、アンドレ・ジャン・アルノー (Andre-Jean Arnaud) の編集による、フランス語の法理論・法社会学理論に関する世界初の総合的辞典『法社会学辞典』(*Dictionnaire encyclopedique de theorie et de sociologie du droit*) ——に投稿するとともに、自らがオーガナイザーとなって行った共同研究の成果を、千葉が編者となって欧文論文集を刊行——*Asian Indigenous Law: In Interaction with Received Law*, (ed. by Masaji Chiba, 1986) がその典型的事例——し、その論文集に「まえがき」や「結語」と合わせて、自らの論文をも投稿している。

そして、これらの作品が一体となって千葉・法文化論の総体を形成している。そしてそのゆえに千葉は、わが国のみならず国際学界においても〈法文化のフロンティア〉であり〈世界の Chiba〉としての地位を確立したのである。

刊行物という視点から見た千葉・法文化論の以上の全体像からも明らかなよ

うに、これらの作品の発表時期が長期にわたっているだけでなく、掲載された雑誌やさまざまな実態調査に関する多様な報告書や、シンポジウムや国際会議を含むそれらのプロシーディング、新聞、業界紙、種々の団体の機関紙、そしてまた、法学のみならずその他の学問分野、とくに法人類学の分野などの論文集、等々、その刊行媒体も極めて広範囲にわたっている。とくに初期の頃の論稿や著書のなかには極めて入手困難なもの——その典型は、たとえば千葉の単著の第二作たる『法学の対象——法主体論序説』である——も存在する。

以上のような理由から、後世の内外の研究者が容易に参照できるように全刊行物を一括収集し、それをテーマごとに系統立てて構成したうえで全集の形にしておかなければ、とくに入手困難な作品は「散逸」もしくは「忘却」されかねないという恐れも存在する。そして、かりにそうであるとするならば、それはわが国のみならず世界の学界にとっても大きな学問的損失といわなければならない。『千葉正士全集』刊行のいわば客観的にして最も重要な学問上の意義は、そのような事態を防ぎ、千葉・法文化論の全刊行物を国内外の現在および将来の研究者と学界のために一括して保存しておくことに他ならない。

(ii) 千葉・法文化論の国内外の学界へのユニークな学術的貢献のゆえの重要性： 千葉・法文化論は、わが国の法学界に関しては、はじめて法人類学を本格的に紹介、導入し、それまで彼が依拠していた法哲学・法思想史、法社会学に加えて、法人類学にも依拠しつつ新たな学際的分野としての法文化論、比較法文化論を構築したところに最大の学問的功績が存在する。また国際学界に関しては、1980年代から研究人生の最終段階に至るまで、国際会議での報告や投稿論文、著書を通じてつぎの点を一貫して主張したところに、千葉・法文化論の国際学界へのユニークな貢献が存在する。すなわち、従来、法社会学や法人類学において非西洋の問題を論じる場合にも、西洋法普遍論を当然の前提として西洋文化の視点のみからそれらを論じていた現状——それは一言でいえば、千葉、そして国際学界における彼の最良の理解者たるベルナー・メンスキーが一貫して厳しく批判し続けた／続けている、西洋法普遍論・国家法一元論に他ならない——に対して、非西洋の視点に依拠、すなわち、非西洋法が有する法

主体の立場，視点から，西洋法と同格たる固有の法文化として非西洋の法や法制度，法文化を扱うべきこと，である。

したがって，千葉・法文化論をその出発の当初から晩年に至るまで跡づけ，その全容を把握することは，わが国の学界における新たな学際的分野としての法文化論，比較法文化論の生成，展開過程を跡づけることに他ならない。また20世紀以降の国際情勢の下で，欧米列強の植民地のみならずポストコロニアルの国や地域の法や法文化が必然的に伴う多元的法体制が，国際法人類学会や法社会学会において問題として取り上げられるようになった。そしてさらに，そのようなポストコロニアルな状況を背景にして第二次大戦後，とくに1960年代以降からイギリス，ドイツ，フランス，等の主要な西洋先進国，とりわけその主要都市に移住した多くの移民がもたらす多元的法体制も，極めて大きな理論的かつ実践的問題として国際学界において取り上げられてきている<sup>4)</sup>。

このような状況の下で，上記のような意義を有する千葉・法文化論の形成，展開を跡づけ，またその全容を提示することは，国際学界における非西洋の視点——すなわち，非西洋法が有する法主体の立場にたった多元的法体制論の形成，展開の一端を跡づけ，提示することに他ならない。

したがって，国内外の学界への以上のような貴重な学術的貢献をなした千葉・法文化論の全業績を『千葉正士全集』として一括収集することは，法文化論，多元的法体制論の形成，展開を現在および後世の国内外の研究者が——すくなくとも文献検索，収集上の困難に遭遇することなく——探求し，跡づけることができるための必須の前提条件といえる。その意味でも，本章の3-1，3-2において指摘したように，時間軸に沿った千葉・法文化論の展開に対応する構成と文献配分・配置をなす本『千葉正士全集』の集と巻の構成自身が，上で指摘した千葉・法文化論の形成，展開の大筋を提示しているのである。また，各巻収録の文献内容を踏まえて編者が付する「文献解題」は，そのような千葉・法文化論の形成，展開プロセスの一断面を各時期，各巻において探るための重要な手がかりを現在および後世の研究者に提供する。

### 3-4:『千葉正士全集』第1集の巻構成と第1集所収のいくつかの特筆すべき文献

最後に、全集を構成する6つの集のうち、大塚滋とならんで私自身が集の担当者のひとりとして編集に携わっている、第1集(1949-1964年:法哲学・法社会学の萌芽的研究)の構成と著書、文献配分・配置を、全集における各集のひとつの事例として提示するとともに、若干内容に踏み込んで第1集所収の著書や論稿についてごく簡単に言及しておきたい。

3-4-1 第1集の巻構成: まずは第1集の巻構成であるが、4巻構成で各巻のタイトルは——2016年12月現在において、第1集担当の大塚滋と角田猛之の間で最終合意には至ってはいないが——おおむねつぎのようになっている。すなわち、第1巻:「人間と法——法主体への着目」;第2巻:「村落をめぐる法社会学」;第3巻「学区制をめぐる法社会学」;第4巻「西欧の法哲学と法思想」。

すでに指摘したように、1949年は千葉の最初の単著たる『人間と法——法主体の一考察』が出版された年であるとともに、千葉が東京都立大学に専任ポストを得て、それ以後、都立大学および同大学退職後赴任した東海大学において本格的に研究、教育に専念——というよりは千葉においてはより正確には「没頭」しはじめる出発の年でもある。そして、千葉・法文化論を貫く法社会学的な分析的道具概念であるとともに、それを根底においてささえる法哲学的概念たる「法主体」というテクニカルタームが——第1集第1巻の劈頭を飾る『人間と法——法主体の一考察』と、同じく第1巻に収録されている1950年出版の『法学の対象——法主体論序説』として——千葉の研究人生の最初期の二大著書のタイトルに共通して盛り込まれている。そして、これら二著に共通し、かつ約60年に及ぶ千葉の研究人生において一貫して保持され続けた「法主体」の概念に対して、「人間と法」という概念はいわばその上位概念と位置づけることができるだろう。『人間と法』「第五章 法における主体」の「第三節 実践的主体の諸性格」において千葉はつぎのようにのべている。「法の全体としての円満具足の姿は、実践的に人を拘束するところにある。故に、これを法哲学

はあらためて課題とせねばならない。ここにおいては法は実践的文化であり、しかして実践的なるものにはつねに人間が主體として存在しているから、人間の問題こそが法哲学の最初の課題となる。<sup>5)</sup> (傍点・千葉)

以上のことがらを踏まえて、「人間と法——学問的基盤としての法哲学・法思想・法社会学」を、2016年12月段階における第1集のかりのタイトルと考えている。

またこの時期に関しては、つぎのようなさまざまなジャンル、問題、問題関心にかかわる、著書や論稿、調査報告集、その他が『千葉正士全集』第1集に収録される。すなわち、本書2-2-2-2において指摘したように、東北大学大学院時代から千葉が着手していた、日本のさまざまな農村慣行、村落構造の問題その他のさまざまな問題が引き続いて研究され業績が刊行されている。すなわち、著書としては、1957年の『法社会学と村落構造論』や学区制の問題（その成果としては、1962年の『学区制度の研究——国家権力と村落共同体』：学位論文「学区制度の研究：国家権力と村落共同体の再編成」（1962年））、また論文、調査報告としては、たとえば「若者組の一類型——村落構造に関連して」（『法社会学年報』1953年）および、『都下山村自治の実態調査報告書——西多摩郡檜原村について——』（東京都総務局総務部企画課、1957年）；国家権力にかかわる問題としては、たとえば、「当局者の自由観・法律観——関之『思想・言論の自由とその限界』」（『労働旬報』91号、1952年）、またとくに、戦前から続く警察の権力主義的構造と悪しき伝統の問題、たとえば、「警察官の人権蹂躪について——その法社会学的一考察——」（『公法研究』第9号、日本公法学会、1953年）や「日常生活と警察官」（1）、（2）（『労働法律旬報』108、110号、1952年）；法社会学方法論について、たとえば「法社会学論争の帰結」（『中央評論』37号（中央大学）、1955年）や「標本観察方法による法意識調査の問題点」（『人文学法』（東京都立大学）11号、1954年）；日本人の政治意識や制度について、たとえば「日本人の政治意識」（『月間社会教育』1958年）および「わが国実定的多数決制度の諸方式」（『法哲学年報』1961年）；そしてオーソドックスな、つまり西洋の法思想史や法哲学としては、著書として



は『法思想史要説』1964年や「法体系・法秩序と法の構造」(1), (2) (『季刊法律学』13号, 14号, 1952年) 等々である。

### 3-4-2 『千葉正士全集』第1集のいくつかの特筆すべき論稿

本章の最後に、第1集所収の著書や論稿の内容に若干踏み込んで、特筆すべき点を2点だけごく簡単に指摘しておきたい。

3-4-2-1 『法思想史要説』と『要説・世界の法思想』——学問に対する千葉の真摯な取り組みの一端： 千葉は1964年に刊行した法思想史プロパーのはじめての著書たる『法思想史要説』の「序説 法思想史としての法学史の意義」「一本書の対象」の冒頭においてつぎのように指摘している。「本書は、法思想史を検討して法思想の歴史法則を解明しようとするものであるが、対象を法思想史一般ではなくヨーロッパ法学史にかぎる。…… [千葉は本書の目的、対象に関してさらにふたつの限定を付したうえで] このように本書の対象は三重に限定されているので、その表題が法思想史要説と名づけられたのである。」(傍点・千葉)ところが千葉は、この『法思想史要説』を基本的に踏襲しつつ1986年に新たに刊行した『要説・世界の法思想』の「はしがき」において、上の1964年版の『法思想史要説』に関してつぎのようにのべている。「私は、以前にこの双書 [日本評論社の「双書・BUL (Basic University Library)]: 「スタンダードな教科書格的調を狙いながら、しかも単に一大学のテキストにとどまらず、よりひろく、一般学生・社会人の専門的教養書として十分役立つものにしたい、と考えております。】の一冊として、『法思想史要説』を書いたが、のちに、本来はそれに『西欧』の形容詞をつけるべきであったことに気づいたので、これを絶版にした(本書一一三頁)。」(傍点・角田)

つまり千葉は、非西洋の法思想史を含む「法思想史一般」ではなく「ヨーロッパ法学史にかぎる」ことをも含めて3重の限定を付したゆえに「法思想史」「要説」としたのであるとすれば、本書(『法思想史要説』)の書名には当然に、さらに「西洋」という限定を付すべきであった、ということを確認意識したのである。そして、そのような趣旨を強調するために、上の「はしがき」の最後の部分で参照(本書一一三頁)している、『要説・世界の法思想』

「序論 法思想論の現代的課題」「二 法思想論の問題点」の最終頁たる13頁において、千葉は従来のわが国の法思想史における西洋法・西洋法文化の普遍主義＝西洋法普遍論を、自己批判をも含めてつぎのように批判している。「いわゆる西欧の法と法思想は、いかにすぐれていても、現実には多数中の一であるから、学問はこの現実を忠実に理解しなければならない。またわれわれが生きている現代世界の実践的問題としては、どのような法と法思想も民族的文化の表現であるかぎり文化的に尊重しなければならない。われわれは、過去の法思想史はもとより現在の法思想史一般を論ずるときは、この要請にこたえることのできる法思想の理解を持たなければならない。[改行] そのためには、西欧法思想をあたかも人類唯一のものであるかのように扱っていた従来の法思想観を的確に批判し、新しい法思想観を樹立する必要がある\*。これは、現代における法思想論の緊急かつ最重要の学問的課題である。」そして千葉は、この一文に付した注(\*)において、「私は、私自身の書(一九六四)『法思想史要説』もこの批判に該当することにきづいたので、絶版とした。」と、上で参照したのと同趣旨のことをくり返しのべて、西洋法・法文化一元論批判の重要性を強調しているのである。そしてさらに、「……これを絶版にした(本書一一三頁)。」に続けて、「私は、以後、その改訂版を書く責任を感じていたので、本書〔すなわち1986年の新版〕がこの責任を果たすものであればうれいと思っている。」と、上の「はしがき」を結んでいる。

1999年に発表した拙稿において私は、千葉自らが決断した「絶版」という事実が示す千葉の学問的態度についてつぎのように指摘した。「[学問に対する千葉の真摯な取り組みを示す重要な事例として]千葉が、『要説・世界の法思想』に先立って刊行した、西洋法思想のみをみつかった『法思想史要説』(日本評論社、1964年)を、『のちに、本来はそれに『西欧』の形容詞をつけるべきであったことに気づいたので、これを絶版にした』(同書「はしがき」)という事実である。この事実には、学問的信念を貫く千葉の態度——それがまさに、アカデミックな実践的立場・態度である——が象徴的にあらわれているといえよう。』<sup>6)</sup>そこで、以上のような経緯と——上で参照した、「私は、以後、その改

訂版を書く責任を感じていたので、本書がこの責任を果たすものであればうれしいと思っている。」という言に表明されている——千葉がいただいていた主観的意図をも踏まえて全集編集委員会は、千葉自身が旧版『法思想史要説』を絶版とし、「改訂版を書く責任」感にも後押しされつつ、新版『要説・世界の法思想』を刊行した経緯そのものが、千葉の学問的発展、展開を示すものであるという判断に至った。そこで、出版社（信山社）の了解のもとに、内容上、記述上のかかなりの重複を恐れず、旧版、新版ともに全集に掲載することとした。ちなみに、新版は2007年に『世界の法思想入門』として講談社学術文庫にて刊行されており——一般市民を対象としたこの「文庫」に採録されたことにより——より多くの人びとが、文字通り、世界の法思想を網羅し、わかりやすく解説した本書を一般の書店でも容易に手にし、また買い求めることができるようになった。それはまさに、自ら「学問上の非」を認めて絶版とし、学問的責任感に駆られて改訂版を刊行した千葉の「本意」にも沿うものといえるであろう。

3-4-2-2 千葉の研究と教育の一体化の一側面： また、東京都立大学における千葉の研究と教育の一体化の一側面をあらわす業績が、この時期にはいくつかが存在することは特筆に値する。それは、千葉が担当する東京都立大学のゼミナールの学生と「共同」して——もちろん、あくまでも指導教授と学生という関係を前提とした「共同」であって、通常行われる研究者間の共同研究とは質的に異なることはいうまでもない——行った調査研究である。『法文化への夢』「第一五章 研究手法の一面」掲載の「表1 共同研究＝主宰分」に3つの調査研究とその「成果」が挙げられている。すなわち、1951年から52年にかけて行われた「都民法意識の調査」、1960年の「小平町自治慣行」、1962年から63年に行われた「郵便事故、越境入学他」である。各調査の最終報告書や調査結果の整理、分析はもちろん千葉自身が行って論文等として公表している。しかしながら千葉が、この初期の段階でおこなった学生との共同の調査を、専門家、研究者と行った共同研究と並べて一覧表に掲げているという事実は、千葉の研究と教育に取りくむ姿勢における両者の一体化、という視点からみると非

常に興味深い。

たとえば千葉は、上記の「都民法意識の調査」において、学生と行った調査結果を分析して、1954年に『東京都立大学人文学報』第11号に「[調査報告] 標本観察方法による法意識調査の諸問題点」として投稿している。千葉は「1 この調査の目的・経過・限界」の「1. この調査の目的」において、まずはその冒頭で「本稿は、法社会学としておこなった、世論調査方式による法意識の調査につき、その成果を報告して、その可能性ないし限界を検討するための資料とするものである。」と、調査の学術的な目的を一般的のべている。そしてさらに、具体的な3つの目的を指摘しているが、その第3の目的について千葉はつぎのようにのべている。「目的の第三は、法学専攻学生に対する上述二問題 [のうちのひとつは、「推計学において得られている標本観察方法 Sample observation method を、法社会学において応用すること」、そしてもうひとつは、「わが国社会における法意識の測定とその問題点の分析」である] の認識高揚と調査の練習である。この調査は、東京都立大学人文学部において1951年と2年とに開講した法社会学演習の研究成果である<sup>10)</sup>。[この注(10)は原文で千葉が付したものである]したがって、新設新制大学の学生の仕事であることに対しては、理解と同情を期待するが、調査結果の学問的批判に関しては、指導した千葉正士が責任をおう。」<sup>7)</sup>

さらにまた、大塚滋とならんで千葉の「直弟子」のひとりで、『千葉正士全集』の編者のひとりでもある北村隆憲（東海大学教授・法社会学）は、大学院生時代に千葉から受けた「薫陶」、そしてすべての学生や若手の研究者に対する千葉の接し方についてつぎのようにのべている。「彼は、孫のような年齢差のある私に対して、自己の知識と見解を情熱的に提供し、未熟な議論にも熱心に耳を傾けてくれた。その瞳には、何よりも若い学生や研究者たちと議論することへの喜びがあふれていた。……多くの若い法社会学や法人類学を志す学生が、私と同じように、千葉の研究室に、講義室に、そして彼の自宅に、教えを請うために訪れ、そしてまた私と同様に、知識と激励と（そしてお手製のコーヒー）をおしげもなく与えられ、そこから自己の研究に対する新たな希望を見い

だしたことを知っている。」

初期の頃のみならず、上の北村の言が示すように、東京都立大学の定年退職時期が近づいている頃においても有していた千葉の教育に対する熱意と、教育と研究の一体感ひいては大学院生や若手の研究者をも「学友」として対等の研究者として扱うという、学問に対する千葉の真摯な態度を読み取ることができるであろう<sup>8)</sup>。

### [3. の注]

- 1) ここで「国内のみならず国際学界においても、というよりは、ある意味では皮肉なことであるが<sup>(1)</sup>、国内におけるよりも、しかも早い段階から国際学界において着目されてきた」と書いた。その場合、まずは、「早い段階から国際学界において」という場合、その「着目」され出した時期は、ミネソタ大学での在外研究の成果を踏まえて、千葉が法人類学にも目をむけ、国際学界などにも積極的に参加しはじめた、主として1970年代以降のことである。また「着目」されたのは、いうまでもなく、従来、西洋主導の国際学界としては当然のこととして問題にもされていなかった西洋法普遍論を厳しく批判し、それに代えて、非西洋の新たな視点から独自の千葉・法文化論を展開したからに他ならない。

それではなぜ、「国内におけるよりも」なのか？ この点は、あくまでも私の推測に過ぎないが、それは主として、わが国の伝統的な学界状況——もちろん、1980年代以降の急速なグローバル化の進展とともに、学界のあり方も大きく変化してきている——すなわち、学界が有する組織としての閉鎖性と、「師匠・弟子」の関係（師弟関係）やとくに学閥をベースとした人的、人脈的な閉鎖性に対して、とくに欧米とのあり方との対比で千葉が一貫して厳しく批判していたことがその一因ではないか。ここでは、その推測の根拠を示す千葉による学界（会）批判、すなわち、上で言及した「学界が有する組織としての閉鎖性」の典型的な一例を挙げておく。

1998年に創立50周年を記念して、『日本法哲学会創立五十周年記念 法哲学会のあゆみ』（日本法哲学会創立五十周年記念誌刊行委員会編集）が1998年11月に刊行され、当時の法哲学会を代表する「重鎮」13名が「随想——学会創設・確立の頃」を執筆している。そして千葉は、その13人のうちのひとりとして「日本法哲学会私観」という一文を投稿している。それはまさに、上で指摘した、法哲学会が有するふたつの閉鎖性を厳しく批判するものに他ならない。千葉は、本稿の随所で言及した自らの学問的立場を踏まえてつぎのようにのべている。「仙台で日本法哲学会の創設〔初代理事長は第1次吉田内閣の文部大臣であり、かつ第2代最高裁長官、国際司法裁判所判事の田中耕太郎である〕を聞いてただちに加入し、[一九]四九年上京後は大会と研究会には出席した。だが同じ戦後派の井上茂・小林直樹君らが故尾高朝雄を助けて学会運営に働いていたのを手伝う条件はなく、[私は]傍観す

るだけだった。その後一時期短い期間だけ理事を務めたこともあった〔1971年から1977年まで〕が、学会からは正統ではなく異端の自称法哲学と見られていたように私は感じていた。私自身は正統の立場を認めるから異端ではなく、外様とでも言う方がいいのだらうと思うが、そういう一個人の目から見ると、本学会は日本の学界は如何にあるべきかの問題を抱えているように見える。一つは学会の前史にかかわる。……つぎは本学会の傾向性にかかわる。……当初の間実際の指導役を担ったのは東大の尾高教授で、助けたのが和田小次郎と峰村光郎の早慶の両教授、事務担当は尾高門下の友人たちであった。この三人の学風が以後の学会全体の傾向となった。尾高は広い学風を持つようにも見えたが結局哲学論を離れられず、和田と峰村は法哲学の本領としてのドイツ哲学流を尊んだ。私とほぼ同じ年代の尾高門下の多くの諸君はひとしきり法思想史に心を向けた〔その典型は矢崎光圀や阿南成一である〕がやがて法哲学ないし法理論に還った。……しかし外様の目から全体としてみると、学会は大きく転換する好機を逸したのではないかとも思う。というのは、日本の法学界では、その後は気づかれ批判されて変わりつつある傾向もないことはないが、分野の境界が堅固すぎて各分野が閉鎖的な傾向にあり、率直に言うと本学会はその代表例になってしまっているからである。〔改行〕……研究者はどこの誰でもどの対象をも追及する資格を持つはずで、その資格をいわゆる専門外の研究者が備えようとしない、あるいは中の者が外のものを歓迎しない傾向が、ここで閉鎖性として問題となる。そのことは、日本の法哲学会を欧米諸国の学会とくに国際法哲学会と比べてみると明瞭であって、それは私だけの偏見ではなく大多数に共通する認識であろう。〕（傍点・角田）（32-34頁）1989年段階で千葉がここでのべている批判は、すくなくとも欧米の学界状況と比較するならば、21世紀以降においてもなお妥当するだろう。もっとも、一党独裁の下で当該政党や指導者を批判するような——たとえ学術的なものであれ——言論の自由は一切認めないアジアの「大国」と比較するならば、このような学会のあり方に対する厳しい批判の一文を『創立五十周年記念誌』に掲載することを、「刊行委員会」ひいては法哲学会が認めたこと自体、千葉が批判した閉鎖性あるいはより一般的に言えば非寛容性は緩和されていることを意味するのではないかとも思う。

千葉は、『法文化への夢』の「第一四章 法理論研究者の一条件<sup>(補1)</sup>」「第二節 法理論研究者の尊厳と日本におけるその問題」の「三 日本の理論法学の閉鎖性」において、上で参照した「法哲学のあゆみ」に言及しつつ、その冒頭でつぎのように指摘している。〔「この「法哲学のあゆみ」において〕長老に近い一六名の執筆記事中、五〇年間の学会の傾向に肯定的なものが多いが、私は批判的なものに注目する。〕として、当時の法哲学会理事長であった笹倉秀夫と水波朗に言及している。

そしてもうひとつの、欧米と比較した場合の「〔師匠・弟子〕の関係（師弟関係）やとくに学閥をベースとした人的、人脈的な閉鎖性」に対する、千葉の批判の典型的見解を参照してみよう。千葉は、本稿2-2-1において言及した「夢の旅路の拾い物3」の「研究作業の難所」「四 客観的条件活用の仕方——何よりも学友をつくる」の「1 師弟関係と学友関係」においてつぎのようにのべている。「一学徒が

研究者として成長するには指導者とする師を持たねばならないつまり師弟関係に入るといのは、大原則である。[改行] 師弟関係が人間関係の一形態として美しいものの例であることはまちがいない。[以下の注(3)で参照した、千葉の「直弟子」で「愛弟子」のひとりであった北村の、優れた教育者・千葉正士に関する紹介を参照せよ] 問題は、それに反する事例もかなりあることで……。[しかしそのような事例を] 挙げれば限りがないのでそれは取りやめ、私が最も問題とする一点を強調したい。その最大の弊害は関係の閉鎖性である。[現在は稀かもしれないが] その残滓はまだある例は折々には聞くし、国外の場合は関係が開放性に富んでいる例が目立ち研究者同志の関係はかくありたいと痛感するからである。閉鎖性とは一口に言うと、研究上の協力がその関係の中だけに止まって外の誰とも行うという開放性にかけることである。たとえば、一般的には師が自説の弟子による批判を許さないのも一典型だが、前述した一九六五年エビアンにおける川島〔武宜〕さんと私の挿話も一例である。]

ここで千葉が言及する「前述した一九六五年エビアンにおける川島さんと私の挿話」を、千葉は日本の学界が有していた/いる閉鎖性の典型的な、そして千葉にとって痛恨の事例として「研究作業の難所」でのべている。この顛末の概要はつぎのようなものである。1966年にフランスのエビアンで国際法社会学会が開催された際に、当時は同学会の非学会員であったが、ミネソタ大学在外研究中に知己を得た同人類学科のアーノルド・ローズの紹介で、千葉もアメリカから日本への帰途に参加した。学会終了後に、学会メンバーが同学会のトレヴェス会長の招待でイタリアの古都アオスタ旅行に行くので、千葉にもトレヴェスから誘いがあった。そこで、千葉は「勿論行きかかったが」正式会員ではないので、正式メンバーで日本学術会議から派遣されていた川島武宜に参加の是非を尋ねたところ、「川島さんの答えは『非メンバーは遠慮したほうがよい』であり、私もそれに賛成した。」ところが、千葉が不参加を伝えて参加しなかったところ、「後にローズさんは『川島が妨害して残念だった』と告げた。途端に、二人の日本人研究者〔川島と千葉〕は偏狭な伝統文化にこだわり私はすばらしいチャンスを逃したことを後悔し、自分に誓った、『これからは世界のどの文化も理解できるように偏狭な文化観から脱皮せねばならない』と。」(以上、「研究作業の難所——夢の旅路の広い物3——」『東海法学』第32号(2004年)7-8頁, 12頁)

- 2) 千葉・法文化論を貫く法社会学的な分析的道具概念であるとともに、千葉・文化論を根底において支える法哲学的な概念たる「法主体」ということについては、角田猛之「1-Ⅲ 法社会学・法人類学と法文化〔一〕——千葉・法文化論と法哲学・法思想——」(角田猛之『戦後日本の〈法文化の探求〉——法文化学構築にむけて——』(関西大学出版部, 2010年)所収)参照。
- 3) 千葉はこの間の経緯をつぎのようにのべている「[19]49年に東京都立大学に就任、法哲学と教養の法学を担当[したが]……当然に正当な法哲学の勉強をまず深めなければなりませんので……ドイツ観念論におさまってしまうことはできませんでした。法哲学を理論としてよりも法思想史として扱うようになったのは、この理由か

らでした。ただしこの点は、戦後輩出した今は長老の法哲学者達にはほぼ共通〔その典型例は矢崎光圀、阿南成一である〕しておりました。〔改行〕しかし実際のところは、村落慣行法を引き続き追いかけていたいで法社会学の方が専門の感を呈しました。〔そして、その後十数年後に、当時から追及していた「学区と神社」でそれぞれ著書を刊行し、その後〕留学の機会〔を得て〕……一生一度の機会ですから、私は思いきった転進をすることにしました。……アメリカの先進的な法社会学を学ぶことがまず表の目標でしたが、実はむしろ人類学を本格的に勉強したいと思いたちました……。〕（『法文化への夢』327頁）

- 4) たとえば、メンスキューの指導の下、SOAS で博士号を取得したトルコ出身のイサン・イルマツ（Ishan Yilmaz）は、ロンドンにおける主として南アジアからの移民を研究対象としたメンスキューと千葉正士の理論を批判的に踏襲し、ムスリムに特化しつつポスト・モダン状況下でのイングランド、トルコ、パキスタンにおけるムスリムがおかれている法的環境を、その主著 *Muslim Laws, Politics and Society in Modern Nation States Dynamic Legal Pluralism in England, Turkey and Pakistan*, Aldershot: Ashgate, 2005 において探求している。つまりムスリムたちがそれぞれのおかれた状況に応じて、「巧みな法のナビゲータ」として公式法（国家法）と調和しつつイスラーム法とりわけイスラーム家族法を実践している状況を、ダイナミック・リーガル・プルーラリズム（‘dynamic legal pluralism’）として把握したうえでその状況を踏まえて理論化しているのである。「ダイナミック・リーガル・プルーラリズム」に関してイルマツはつぎのように指摘している。「法秩序の相互作用という点からみれば、公式法と非公式法はふたつの異なった独立した法分野ではないということが強調されねばならない。それは『ダイナミック・リーガル・プルーラリズム』の文脈において機能している相互に作用する法の一種の協同（cohabitation）である。わたしはこの『ダイナミック・リーガル・プルーラリズム』という用語を当該的、社会的空間において絶えず再構築されハイブリッド化をしている、〔法を形成する千葉の3要素たる〕公式法、非公式法そして法前提のあいだのダイナミックな相互関係を強調するために用いている。（改行）ダイナミック・リーガル・プルーラリズムはポスト・モダン状況下の日常的現実である。個人からグローバルなレベルまで、公式法であれ非公式法であれ多くの法が共存し相互に関係している。ポスト・モダンなダイナミック・リーガル・プルーラリズムという状況において、新たなハイブリッドな公式法と非公式法が常に国家あるいは巧みな法のナビゲータによって生み出されてきているのである。」同書、26頁。拙稿「移民によるエスニック・インプラントと法のクレオール——超多様な都市・ロンドンを手がかりにして」（『関西大学法学論集』第64巻第6号（2015年）所収）参照。
- 5) 『人間と法』147-148頁。また、鈴木敬夫はつぎのように指摘している。「千葉正士教授は、いち早く日本が掲げた『東亜支配イデオロギー』<sup>(63)</sup>の残槽を一掃して、そこに『認識される客体自身の主体性を認める』ことを通じて、その地に固有な『民族社会の主体的立場』の存在を尊重し<sup>(64)</sup>、そこに育まれている『慣習法』文



化を、そして法文化の多様性を認識したのだった。その地に文化を育む人間がいる。人間の営みが法文化を育てる。」鈴木敬夫「2 戦争犯罪を犯した法学について」(『法文化論の展開』所収) 48頁

6) 前掲、注(2)、92頁

7) 千葉正士「〔調査報告〕標本観察方法による法意識調査の諸問題点」『東京都立大学人文学報』第11号、63頁。この引用文中の注(10)は、この調査に参加した学生(1951年度14名、1952年の6名)の氏名と、1953年度にまたがって「残った集計を完成さえ、資料を整理したのが青木久頼であり、それにもとづいて本稿を執筆したのが千葉正士である。」と明記している。

8) 北村隆憲「3 法文化と非西欧法の法人類学」(『法文化論の展開』) 51頁。千葉が晩年に展開した「学友論」について、『法文化への夢』の「あとがき」の「3. 学友のすすめ——学友論」において私はつぎのように指摘した。「千葉先生は「研究作業の難所——夢の旅路の拾い物3——」(『東海法学』第32号、2004年12月)において、かねてから力説し自らも座右の銘のひとつとされてこられた、有意義な研究を進めていく必須条件としての共同研究の重要性を強調するとともに、さらにもう一步進めて、『研究協力というべき第三の手法』としての『学友論』を展開されている。『私の研究は、その時々には自分自身が発想し企画遂行したことばかりと書いていたところ、あにはからんや、そのテーマのでも始めからこれに協力してくれた友人たちがいたからこそできたので、いわばそういう学友との協力の産物であったこと、したがってそういう学友を持つこといやつくるのが決定的に大事だったことである。』(「研究作業の難所」〔夢の旅路の拾い物3〕) 11頁)。そして、このような経験とそれにもとづく実践知を踏まえて、法文化に関心を有し、かつ、批判的にであれ、肯定的にであれ、千葉・法文化論に関心を有する者はすべて自らの学友と認識され、年齢や専門のいかんを問わず、ましてや地位やキャリアのいかんにかかわらず、じつに多くの研究者を千葉先生は貴重な学友として遇され、かれらとも手を携えて、実り多い研究生生活をつづけてこられたのである。」また、私自身による千葉の「学友論」に関する若干の文政に関しては、『法文化への夢』への「あとがき——法文化の花園にて夢を追う」の「3. 学友のすすめ——学友論」(371-373) 参照。

### むすびにかえて——今後のひとつの課題

本稿執筆の後半に差しかかった時点において、旧制高校たる「第二高等学校」在学中(当時は「黒田正士」で、養子縁組の結果「千葉」姓になった)に、千葉が同校の機関紙『尚志』第171号(1939年)(「第二高等学校尚志會雑誌部」編)に投稿した論稿たる「日本民族の理想」に接した。その冒頭で黒田(千

葉) (投稿当時の文脈で千葉に言及する場合は、煩雑ではあるが「黒田(千葉)」と表記する) はつぎのようにのべている。

「現在地球上に生を営む二十億の人間にとって最も切実なる問題は、自己自身の真の立場とその目標を失わんとし浮雲の如く変転極まりなき不安定軟弱な土台の上に立ち必死の足掻きを繰返していることではなかろうか。…… [中略] この時に当たり、我々も又我々の日本人としての姿を直視し、その日本人たるが故の感激と理想とを持ち縮きが故の勇断をもって、新時代の新しい世界観と指導原理とを解明すべく邁進せねばならぬ。今ここに少時日本民族の理想について論じたい。」(傍点・角田：また、旧漢字や旧仮名遣いは現代風に修正している) (24頁)

黒田(千葉)は、ここで指摘している「日本民族の理想」の内実を知る最上の典拠として、この論稿において古典とくに『古事記』や『神皇正統記』、『日本書紀』、『万葉集』から多くを参照している。彼はこの点についてつぎのようにのべている。

「それらの問題[すなわち、「日本民族の理想」その他]は我が古典に表れる所のものによって解決される。……我々は後に述べる如く我が祖先、古代日本民族の理想を知り、それに邁進することによって全世界の理想をも実現する機会を得ることが出来る。我々は我が国語を以て書かれた古典を真に知ることによって我々の立場と目標とを得る。」(27頁) (傍点・角田)

そして黒田(千葉)は、以下約12頁にわたって上記の古典を参照しつつその意味を分析しているが、その分析を通して、一貫して西洋流の合理的・論理的思考や抽象論を批判し、反面に「直観」の重要性をくり返し指摘している。そしてさらに西洋の個人主義と自由主義をも批判し、それに代えて天皇を中核とする国体を基軸に据えて「日本民族の理想」を模索しているのである。

この論稿を通じて表明されている黒田(千葉)の「思想」を一言でいえば、当時のわが国を席卷していた天皇統治の正統性と日本国および日本民族の優秀性を中核とするいわゆる「国体思想」であり、かつ、「神国」として「我が国

が家長として全世界を以て家族」(44頁)とするという、いわゆる「八紘一宇」の思想に他ならない。とするならば、旧制高校時代の黒田(千葉)が懐いていたと思われる、もしくは、まちがいでなく、すくなくとも表明していた思想と、その後約60年にわたる研究人生において展開された千葉の思想との、一見して明らかな断絶性と、それとならんで、もしあるとするならばなにがしかの連続性をも探ることは、非常に微妙な——しかし絶対に推測を交えてはいけな——問題であることはまちがいない。しかしそれにもかかわらず、あるいはそうであるからこそ、千葉・法文化論をトータルに把握するためには必須の課題であると思われる。

ただし、この問題を検討するにあたって、すくなくともつぎの点は考慮しなければならないのではないかと、現時点においては考えている。すなわち、いかに千葉が知的に早熟であったとしても、黒田(千葉)が旧制高校時代(したがって20才前後の青年期)に懐いていた、もしくはすくなくとも表明していた上のような「考え」が、はたして確固とした「思想」といえるか否かである。したがってさらに、そのような黒田(千葉)の「考え」と、それとはまったく相反するその後の千葉の「思想」、そしてその思想を基盤とする千葉・法文化論の方法との関係性——明らかなる断絶性と、あるとすればなにがしかの連続性——を問うことの意味そのものと、さらには、その関係性を問うための方法について、まずは問わなければならないのではないか、ということである。

いずれにしろ、千葉・法文化論をトータルに把握するためには避けて通れないこの問題については、今後の探求の重要な課題としておきたい。

最後に、上の問題にかかわる、そして、私自身をも含めてこれまでの千葉・法文化論の検討において欠けていた視点であり、非常に重要な意味を有する服部寛のつぎの指摘を参照しておく。「千葉の草創期における理論形成の基盤が何であるのか、千葉(黒田)正士が何時・いかなる契機を以て体制から距離を置くに至ったのか、といった点についての分析が俟たれるところであろう。そこでは、千葉(正士)も関与していたとされる『東北心靈科学研究会』の面々(例えば黒田正典や千葉胤成)との交流の実際や彼らの千葉(正士)への影響

如何なども、検討課題として登ってくるであろう。」(傍点・角田) (「廣濱嘉雄の法理学に関する一考察——三重構造論とその展開を中心に—— (四・完)」『松山大学論集』第28巻第1号, 123頁)

\*\*\* : 黒田(千葉)の「日本民族の理想」については、服部寛氏が『千葉正士全集』の編者のひとりたる大塚滋氏に送られたものを、大塚氏からPDFにて、私をも含めて全集の編者にお送りいただいた。お二人に対してここに記して謝意を表したい。